

令和7年度

事務事業の概要

山形県村山総合支庁

目 次

第1章 村山総合支庁管内の概況	1
第2章 業務執行体制	4
第3章 運営方針と重点取組み	6
第4章 各部の概要	
I 総務企画部	8
II 保健福祉環境部	18
III 産業経済部	46
IV 建設部	64

第1章 管内の概況

村山総合支庁管内の概況

1 位置と地勢

村山管内は山形県のほぼ中央、東京から約300kmの距離に位置し、東部は宮城県と隣接する。

東側を奥羽山脈や蔵王連峰に囲まれた、南北に細長い盆地地形をなしており、そのほぼ中央を最上川が貫流している。

また、奥羽山脈に源を発する最上川の支流河川は傾斜が急なため、果樹栽培等に適した扇状地を形成している。

管内の市町は、県都の山形市を中心に南に上山市、西北に山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、北に天童市、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町の7市7町からなっている。

管内の面積（令和6年10月1日現在）は、2,619.40km²で県全体の28.1%を占め、県内4ブロック中で最も広い。なお、この面積は、神奈川県（2,416.32km²）や佐賀県（2,440.68km²）よりも広いものである。

2 人口

管内の人口（令和6年10月1日現在）は、510,188人で、県全体の50.5%を占めている。

管内においても、高齢化は県全体と同様に進行している。老年人口比率（令和6年10月1日現在）は33.7%で、県平均35.6%と比較して低いものの、10市町で県平均を上回っている。

3 産業

管内の市町村内総生産の合計は、2兆1,100億円（令和3年度）で、県全体（4兆2,825億円）の49.3%を占め、県人口に対する村山地域の人口割合（50.5%）とほぼ同様である。

（農業）

総農家数は18,409戸（令和2年2月1日現在）で、県全体の46.5%にあたる。

農業産出額については1,095億円（令和5年）で、県全体の44.9%にあたる。品目別にみると米の産出額は175億円（県全体の23.7%）、果実の産出額は609億円（県全体の81.9%）という状況にある。

（工業）

事業所数については1,191（令和5年）で、県全体の44.1%にあたる。

製造品出荷額等については1兆3,333億円（令和4年）で、県全体の42.4%にあたる。業種別にみると食料品製造業は2,228億円（県全体の66.9%）、機械製造業は2,060億円（県全体の49.8%）、電子部品・デバイス製造業は925億円（県全体の12.3%）という状況にある。

(商業)

事業所数については、卸売業が 1,313 (令和3年) で、県全体の53.6%にあたり、小売業が 4,231 (令和3年) で、県全体の46.2%にあたる。

販売額については、卸売業が 9,101億円 (令和3年) で、県全体の71.5%にあたり、小売業が 5,627億円 (令和3年) で、県全体の51.1%にあたる。

4 その他

社会資本の整備の状況については、道路改良率が90.1% (令和6年4月1日現在)、道路舗装率が93.8% (令和6年4月1日現在) となっている。また、生活排水施設普及率が97.0% (令和6年3月末現在、同県平均94.5%) で、県平均を上回っている。

進学率については、高校等進学率が99.2% (令和5年度、同県平均99.3%)、大学等進学率が54.2% (令和5年度、同県平均51.0%) という状況にある。

村山地域の主要指標

項目		年次	単位	東南村山	西村山	北村山	村山地域計	県計	全県比
面積		H36.10.1	km ²	827.85	935.56	855.99	2,619.40	9,323.15	28.1%
人口等	総人口	H36.10.1	人	350,865	72,236	87,087	510,188	1,010,776	50.5%
	年少人口	H36.10.1	人	38,659	7,658	9,661	55,978	105,465	53.1%
	老年人口	H36.10.1	人	113,566	27,502	30,994	172,062	359,978	47.8%
	年少人口比率	H36.10.1	%	11.0	10.6	11.1	11.0	10.4	
	老年人口比率	H36.10.1	%	32.4	38.1	35.6	33.7	35.6	
	合計特殊出生率	R5年	-				1.21	1.22	
市町村内総生産額		R3年度	億円	14,299	2,705	4,096	21,100	42,825	49.3%
1人当たり市町村民所得		R3年度	万円				296.4	286.5	
農業	総農家数	R2年	戸	7,817	4,489	6,103	18,409	39,628	46.5%
	販売農家数	R2年	戸	4,747	2,563	4,191	11,501	26,796	42.9%
	耕地面積	H34.7.15	ha	12,284	6,584	13,650	32,518	115,000	28.3%
	農業産出額	R5年	億円	437	230	428	1,095	2,438	44.9%
	米	R5年	億円	66	34	75	175	739	23.7%
	果実	R5年	億円	269	147	193	609	744	81.9%
工業	製造品出荷額等	R4年	億円	5,492	2,066	5,775	13,333	31,457	42.4%
	事業所数	R5年	か所	703	226	262	1,191	2,702	44.1%
	従業員数	R5年	人	22,104	8,592	13,203	43,899	97,965	44.8%
	従業員1人当たり	R4年	万円	2,484.6	2,404.6	4,374.0	3,037.2	3,211.0	
商業	卸売事業所数	R3年	か所	1,067	120	126	1,313	2,451	53.6%
	卸売業販売額	R3年	億円	8,404	255	442	9,101	12,731	71.5%
	従業者数	R3年	人	10,040	757	761	11,558	19,293	59.9%
	従業員1人当たり	R3年	万円	8,370.5	3,368.6	5,808.1	7,874.2	6,598.8	
	小売事業所数	R3年	か所	2,734	680	817	4,231	9,149	46.2%
	小売業販売額	R3年	億円	4,108	678	841	5,627	11,006	51.1%
	従業者数	R3年	人	20,876	4,095	4,567	29,538	59,224	49.9%
	従業員1人当たり	R3年	万円	1,967.8	1,655.7	1,841.5	1,905.0	1,858.4	
その他	観光客数	R5年度	万人	947.6	478.7	406.7	1,833.0	3,866.4	47.4%
	道路改良率	H36.4.1	%	92.5	83.3	93.8	90.1	-	
	道路舗装率	H36.4.1	%	95.5	88.3	97.1	93.8	-	
	生活排水処理施設普及率	H36.3.31	%	99.2	90.5	94.0	97.0	94.5	
	高校等進学率	R5年度	%	99.2	99.4	99.0	99.2	99.3	
	大学等進学率	R5年度	%	57.8	46.4	46.6	54.2	51.0	

出典：全国都道府県市区町村別面積調、山形県の人口と世帯数、少子化・次世代育成支援対策関係データ集、市町村民経済計算、東北農林水産統計年報、市町村別農業産出額、経済センサス、山形県観光者数調査、村山総合支庁道路課調、山形県の下水道、学校基本調査

(注) 道路改良率・舗装率については、村山総合支庁が管理する一般国道及び県道（自転車道を除く。）の合計数値

第2章 業務執行体制

業務執行体制

1 組織機構

総務企画部、保健福祉環境部、産業経済部、建設部の4部36課（12室）で組織されている。

2 主な組織改編（令和7年度）

（1）盛土規制法等の改正対応のための体制強化＜建設部＞

盛土規制法の改正に伴い、審査・監視体制の強化を図るため建設総務課の職員体制を、建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、審査指導體制を強化するため建築課の職員体制を強化。

（2）最上川上流緊急治水対策事業対応のための体制強化＜建設部＞

最上川上流緊急治水対策事業（大江町左沢地区）を推進（実施に先立ち、住家移転者のための用地取得を先行して行う）するため西村山建設総務課の職員体制を強化。

3 職員数（定数）

（令和7年4月1日現在）

	事務職員	技術職員	技能労務職員	合計
総務企画部	《5》 122		8	《5》 130
保健福祉環境部	46	59	7	112
産業経済部	44	《3》 141	1	《3》 186
建設部	《1》 44	130	39	《1》 213
合計	《6》 256	《3》 330	55	《9》 641

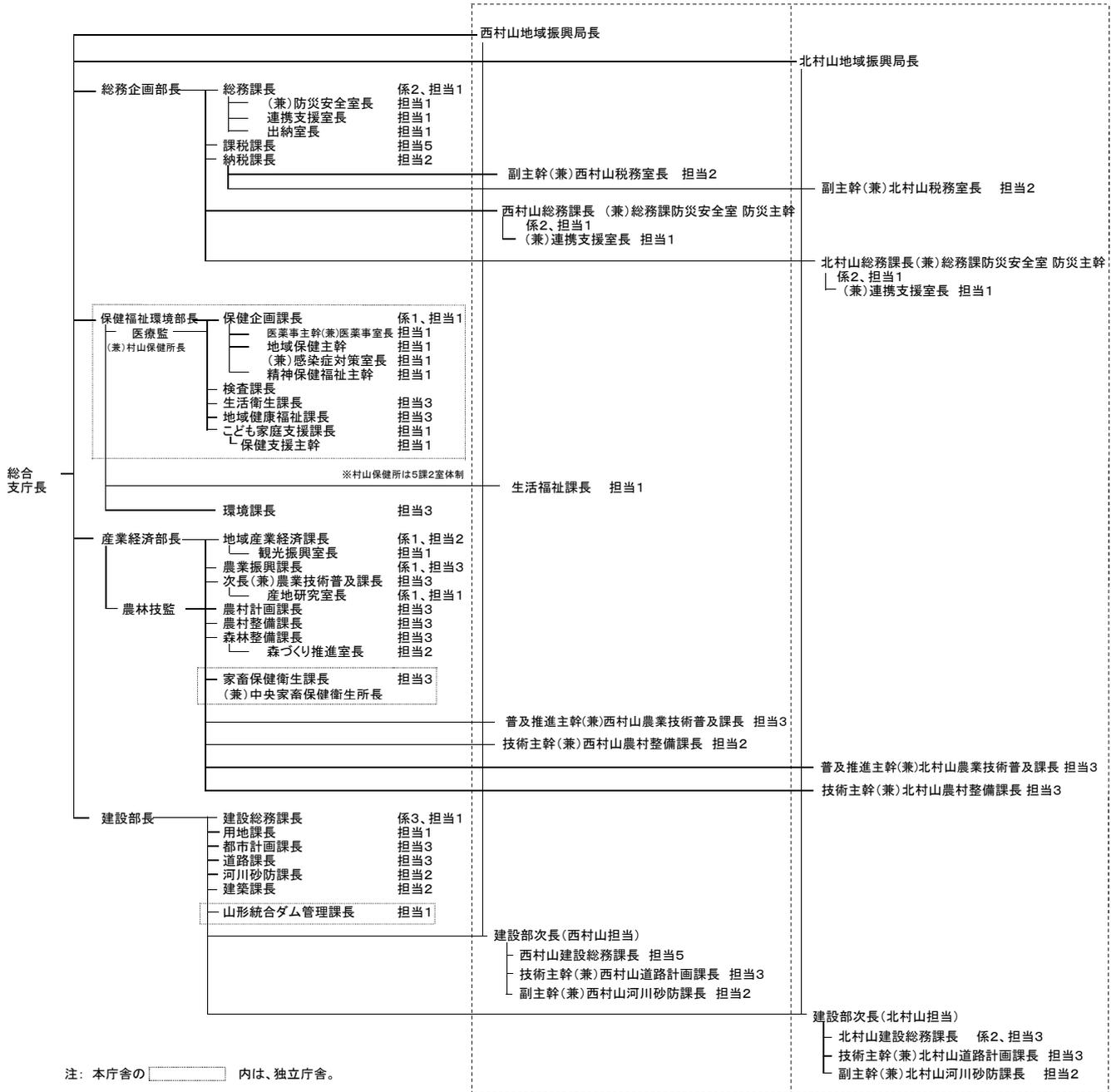
※ 《 》 は再任用短時間勤務職員（19時間30分、31時間）で定数の外数

令和7年度 村山総合支庁の組織体制図

【本 庁 舎】

【西村山地域振興局】

【北村山地域振興局】



第3章 運営方針と重点取組み

運営方針と重点取組み

1 基本的な姿勢

第4次山形県総合発展計画の長期構想に示す「村山地域の発展方向」の実現に向け、3つの主な取組みのテーマに沿った事業の展開により、地域課題の解決に総合支庁を挙げて取り組む。

【発展方向（目指す姿）】

- 教育・研究、文化・スポーツ、医療などの機能集積の強みを活かし、県内外から人材が集まり、人々が多様多彩に活躍している。
- ものづくり産業と大学や試験研究機関等との連携により、新たな産業のイノベーションが生まれるとともに、農業などの地域の強みを活かした産業群の形成が進展している。
- 中核市である山形市を中心とした「連携中枢都市圏」の形成により、東南村山、西村山、北村山の3つの地域の連携のもとで、産業・観光の振興や生活利便性の確保など、それぞれの強みを活かした取組みが進んでいる。

【主な取組みのテーマ】

- 1 誰もが希望を持ち、いきいきと暮らし、多様な役割を担う「村山」の実現
- 2 「村山」の強みを活かし、交流や連携を基盤に持続的に発展する産業の形成
- 3 安心・安全な生活や、交流・発展を支える基盤の形成

2 運営方針

村山総合支庁の運営に当たっては、市町及び地域の県民の皆様とともに次の点を心がけながら、『地域を元気にしていく総合支庁』を目指す。

- 1 対話重視
- 2 現場主義の徹底
- 3 組織横断的な取組み

村山総合支庁 施策体系 ～3つのテーマと10の施策～

《テーマ(3)》

《施策(10)》

誰もが希望を持ち、いきいきと暮らし、多様な役割を担う「村山」の実現

結婚、出産、子育てを地域全体で支援する環境の整備

村山を創る人材の育成と働き暮らしやすい地域づくり

地域の暮らしを支える保健・医療・福祉サービスのさらなる充実と連携の強化

「村山」の強みを活かし、交流や連携を基盤に持続的に発展する産業の形成

関係機関と企業との連携によるイノベーションの促進

村山に賑わいをもたらす地域資源を活かした交流の拡大

安定した生産基盤の整備による地域生産物の高付加価値化

森林など豊かな自然を活かした地域の活性化

安全・安心な生活や、交流・発展を支える基盤の形成

社会基盤を活かした隣県等とのさらなる交流・連携の取組みの強化

安全・安心な地域づくりの推進

持続可能な地域社会の形成に向けた重層的な市町支援による地域課題の解決

第4章 各部の概要

I 総務企画部

【組織別の事務事業の概要】

[1] 総務課(連携支援室)(防災安全室)(出納室)

西村山総務課(連携支援室)

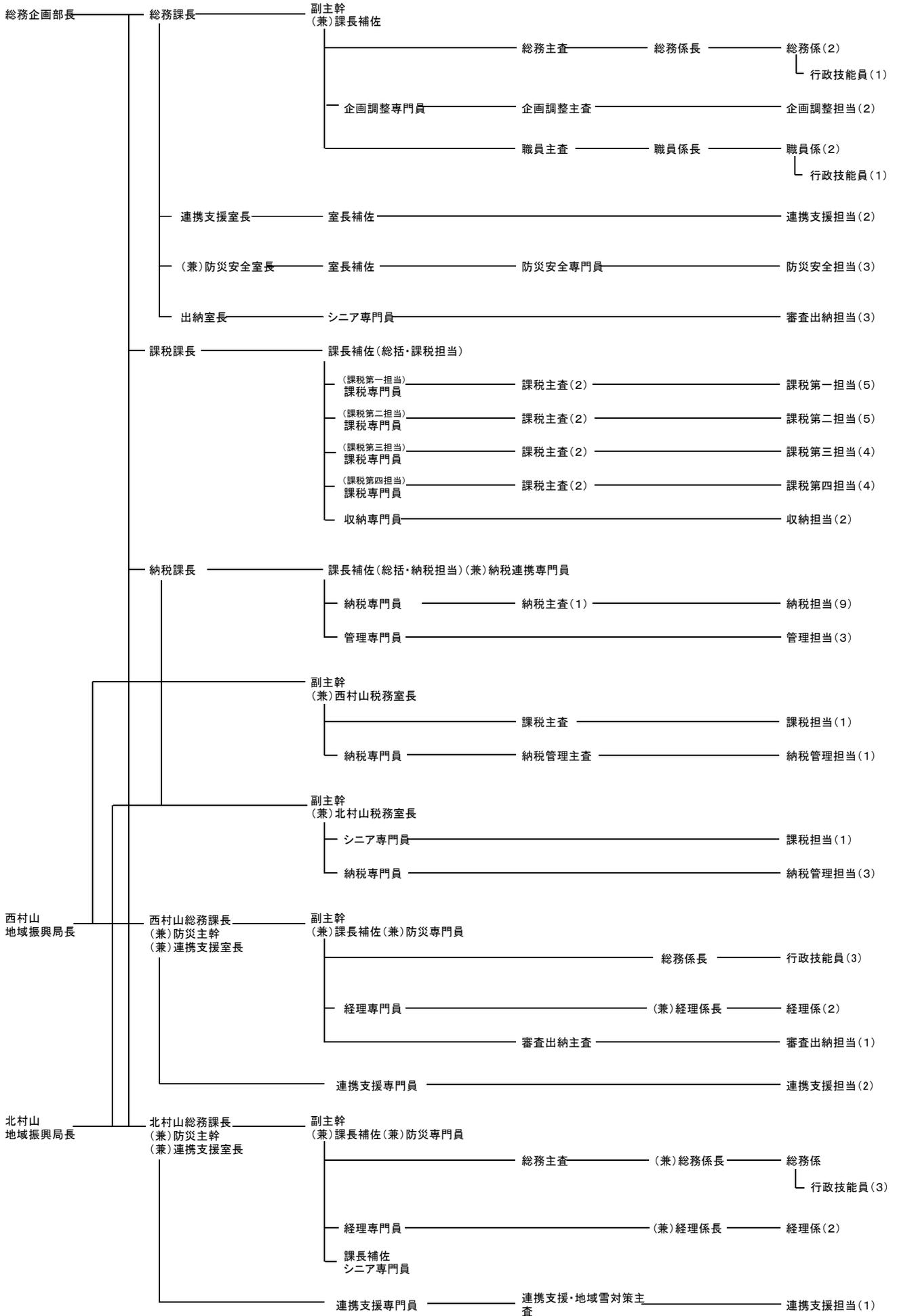
北村山総務課(連携支援室)

[2] 課税課・納税課(西村山税務室)(北村山税務室)

※ ()は課内室

令和7年度 組織体制図(総務企画部)

(令和7年4月1日現在)



※上記人数には、22条等職員、再任用短時間勤務職員を含む。

[1] 総務課（連携支援室）（防災安全室）（出納室）・西村山 総務課（連携支援室）・北村山総務課（連携支援室）

1 総合相談事務

(1) 県民相談業務

県民ロビーに総合案内窓口を設置しており、来庁者の相談等に対しては必要に応じて関係課（室）職員の窓口における説明又は関係課（室）への照会等を行うことにより、総合案内窓口において完結するワン・ストップ処理を行う。

また、電話及び文書による問合せ・相談等の事案を一元的に受け付け、関係課と協力し迅速かつ公平に処理を行う。

なお、西村山地域振興局・北村山地域振興局にも県民相談員を配置し、同様の業務を行う。

(2) 広報業務

① 多様な媒体による広報の推進

・山形コミュニティ放送（ラジオモンスター）を活用して、県及び管内市町の行事等を紹介する「村山地域耳寄り情報」を放送し、地域住民への情報発信を行う。

（放送時間） 毎週月～金曜日 7:30～7:40、18:30～18:40

・県政広報テレビ番組、県政ラジオ番組、山形県ホームページ等を積極的に活用し、随時、最新の情報を地域住民へ発信する。

② 村山総合支庁ニュースの発行

村山総合支庁が目指す方向、各課が行っている事業や取組み等について、職員に周知し、情報の共有化と職員の相互理解を深めることにより、総合的な行政を展開する意識の醸成を図ると共に、村山総合支庁の事業や取組み等を紹介し、地域住民に理解を深めてもらう。

(3) 広聴事務

① 県民との対話、交流事業

人口減少が進む中でも、持続可能で明るい山形県の未来を県民と共に考え、アクションにつながる契機とすることを目的に、知事と各年齢層の県民が直接対話を行う広聴事業を、本庁担当課と連携して実施する。

② 県政ご意見箱の設置

意見・提言など広く県民の声を受けるため、本庁舎及び分庁舎ロビーに「県政ご意見箱」を設置し、寄せられた意見等は県政運営への反映を図る。

③ 県民からの広聴事業への対応

総合案内窓口や各課（室）等、村山総合支庁が受付けた県民からの広聴事案（意見・提言・苦情・要望）については、それぞれ所定の手続きに基づき適正に処理する。

(4) 情報公開・情報提供業務

① 情報公開・個人情報保護条例関係業務

山形県情報公開条例（山形県公文書公開実施要綱）及び山形県個人情報保護条例に基づく各種申請等に対し、適正に対処する。

② 行政資料閲覧・貸出し

総合案内窓口において、行政資料の収集・整理及び保管を行い、県民の求めに応じて行政資料の紹介、閲覧及び貸出しを行う。

③ コピーサービス

総合案内窓口で管理する行政資料について、県民が複写を希望した場合に対応するため、コピー機を設置し、適正に管理する。

④ 各種広報・啓発資料の提供

総合案内窓口に各種行政刊行物並びにイベントや観光情報提供資料を備え提供を行う。

2 企画調整事務

(1) 議会調整業務

東南村山地域及び西村山・北村山地域において開催する地域議員協議会の調整業務等を行う。

(2) 予算調整業務

翌年度当初予算及び当年度補正予算の要求に係る調整業務等を行う。

(3) 総合発展計画関係業務

第4次山形県総合発展計画の長期構想で示す村山地域の発展方向の実現に向け、後期実施計画（令和7年度～11年度）に掲げる10施策を部局横断で総合的、効果的に推進するため、年度当初に作成するK P I（重要業績評価指標）により業務の進行管理を行う。

(4) 宗教法人関係

宗教法人法に基づく規則の変更認証及び証明事務、各種届出書及び事務所備付け書類写しの受理等を行うとともに不活動宗教法人の調査等を進める。

(5) NPO法人関係

特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立や定款変更等の認証事務のほか、各種届出及び事業報告書等の受理等を行う。

(6) 山形県選挙管理委員会村山地方事務局

- ① 組織体制（併任） 地方書記長 -- 総務企画部長
地方書記長補佐(兼)総務課長 -- 総務課長
総務課長補佐 -- 総務課副主幹
主 事 -- 上記以外の総務課所属職員（出納室を除く。）

② 選挙関係事務

国及び県関係選挙における選挙事務の執行と明るい選挙の推進及び投票率向上のための各種啓発事業を実施する。

③ 政治資金規正法関係事務

政治資金規正法に基づく各種届出（収支報告書及び政治団体の設立、異動等）の受付等に関

する事務を行う。

3 県有財産管理業務

(1) 行政財産

令和7年3月31日

名 称	建物延面積	土地	摘要
本 庁 舎	14,487.67 m ²	29,191.04 m ²	本庁舎※ 12,059.10 m ² 車庫等 2,428.57 ※ 昭和59年2月竣工
西田車両基地	1,305.57	3,134.19	
立谷川車庫	1,432.56	3,660.63	
立谷川資材倉庫	249.68	20,042.34	
水防倉庫	115.50		河川敷地
ボイラー室	40.00		県道敷地
計	17,630.98	56,028.20	
西村山地域振興局	10,522.25 m ²	19,974.44 m ²	中央棟※1 5,535.79 m ² 東 棟※2 1,335.23 西 棟※3 2,173.66 車庫等 1,477.57 ※1、2 昭和54年1月竣工 ※3 平成7年3月竣工
三泉車両基地	1,278.08	3,037.92	
除雪基地	372.41		
計	12,172.74	23,012.36	
北村山地域振興局	11,281.12 m ²	22,564.08 m ²	北庁舎※1 8,548.26 m ² 保庁舎※2 1,115.96 車庫等 1,616.90 ※1、2 平成3年3月竣工
2号車庫	375.73	1,194.64	2号車庫 260.29 水防倉庫 115.44
大石田町車庫除雪基地	456.00	1,873.82	除雪基地 456.00
除雪機械格納センター	1,806.93	5,556.35	
大石田町流雪溝水源ポンプ小屋	9.94		
計	13,929.72	31,188.89	
保健福祉センター (村山保健所)	5,632.37 m ²	17,531.80 m ²	庁 舎※ 5,149.36 m ² 車庫等 223.31 動物愛護センター 259.70 ※ 昭和46年7月竣工
家畜保健衛生課 (中央家畜保健衛生 所)	1,085.54 m ²	1,849.37 m ²	本 館※1 417.96 m ² 別 館※2 458.98 車庫等 208.60 ※1 昭和46年3月竣工 ※2 平成23年3月竣工

(2) 普通財産

区 分	建物延面積 m ²	土 地 m ²	棟 数 棟	戸 数 戸	
公 舎 ア パ ー ト	山形市	16,338.96	25,163.41	16	254
	上山市	0.00	0.00	0	0
	寒河江市	907.84	1,443.00	1	18
	村山市	1,516.90	6,609.13	1	30
合 計	18,763.70	33,215.54	18.00	302.00	

4 連携支援業務（連携支援室・西村山総務課連携支援室・北村山総務課連携支援室）

（1）基本方針

人口減少や財政の悪化など、個々の自治体経営を取り巻く環境が厳しい状況にあるなか、管内市町の行政機能の強化や地域の諸課題の解決に向けて、情報を共有し、対話を重視しながら、現場の力を最大限活かした積極的な支援を行う。

また、第4次山形県総合発展計画に掲げる村山地域の発展方向を踏まえ、県や市町の総合戦略の実現に向け、総合支庁の特長を活かした各分野・部局を横断する総合的な取組みを支援する。

（2）所管業務

市町との連携の推進、仙台地域との交流促進、地域づくり支援、地域公共交通対策などを担当している。

（3）令和7年度の主な施策

① 市町との連携推進

各市町に共通する行政課題や市町単独では解決が難しい課題の解決に向け、総合支庁と市町の各階層で重層的に地域課題についての情報共有・意見交換を行い、課題解決に向けた調査、勉強会、事例共有、解決方策の検討などを行う。

② 仙台地域との交流連携の推進

仙山圏28市町村による「仙山交流連携促進会議」などを通じ、市町村を起点とした交流連携の取組みを支援するとともに、産業界による仙山交流の普及啓発活動を支援や新たな交流層の開拓など取組みを行う。

③ 地域づくり支援

若者の地域活動参画による県内への定着・回帰意欲を高める事業、県内大学の知見活用による地域の活力向上等の事業を実施。

④ 地域公共交通対策に対する支援

市町や事業者による地域公共交通の維持・確保対策について、山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会等での協議・調整を通じた支援を行う。

5 防災安全業務

(1) 危機管理・防災対策

- ① 村山地域の住民の生命や財産に重大な被害が生じる緊急事態や、行政運営に著しい支障を及ぼす緊急事態に、迅速・的確に対応する危機管理体制の整備・充実を図る。
- ② 大規模災害（地震、風水害、火山災害等）の緊急事態を想定した対応マニュアル等を整備し、職員の対応能力の向上に向けた説明会や各種訓練を実施する。
- ③ 防災面における管内市町の連携強化や地域防災力の向上を図るため、村山総合支庁と管内市町（危機管理・防災担当課）との意見・情報交換会（連絡調整会議）を開催する。
- ④ 管内市町との連絡調整会議等を通じ、国の防災計画や県の地域防災計画等の改正等について情報提供を行い、管内市町における地域防災計画等が適時適切に修正されるよう働きかける。
- ⑤ 自主防災組織の設置促進や活動活性化を図るため、町内会や自主防災組織等を対象に防災対策をテーマにした出前講座を実施する。
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱が管内で発生した場合に備え、対応マニュアルの説明会や防疫演習（現場事務所等設営、家畜殺処分、車両消毒等）を実施する。

(2) 消防対策

- ① 管内の市町及び消防本部（山形市、上山市、天童市、西村山広域、村山市、東根市、尾花沢市）、県消防協会支部（東南村山、西村山、北村山）と連携し、防火思想の普及啓発を図り、火災予防に努める。
- ② 各市町の消防演習（4月）や消防操法大会（7月～9月）、消防出初式（1月）等への参画を通じ、消防組織と住民の防災意識の向上を図る。

(3) 保安対策

- ① 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、武器等の製造販売、電気工事業に必要な許可等の事務を各法に基づき適正に執行する。
- ② 事業者に対し、営業所・消費場所等において、法に基づく保安検査・立入検査等を実施し、事故の防止を図る。
- ③ 事業者に対し、安全確保のための業務の適正な実施及び安全管理の指導を行う。

(4) 豪雪対策

- ① 管内市町の半数以上に豪雪対策本部が設置されるなど、雪害の拡大が懸念される場合には村山総合支庁豪雪対策本部を設置し、全庁的な体制で対応する。
- ② 雪下ろし・除雪作業中の事故防止に向けた啓発活動を行う。

(5) 交通安全対策

- ① 村山地区交通安全対策協議会（会長：村山総合支庁長）を推進母体として、関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者と子どもの交通事故防止、飲酒運転の撲滅、道路横断時・交差点における交通ルールの遵守などを運動の重点として掲げ、広域的かつ効果的な交通安全運動を展開する。
- ② 地域住民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全専門職（1名）、交通安全専門指導員（3名）を配置し、巡回広報や各種交通安全教室の開催により交通事故の防止に努める。

6 出納事務

村山総合支庁における出納事務は、本庁舎、西庁舎、北庁舎の審査出納担当が支出負担行為の確認などを行っている。

(1) 審査事務の厳正な実施

支出負担行為の確認等審査事務については、財務関係法令等に基づき厳正に対応するとともに経費執行の合理性、効率性の観点からも審査指導を行う。

なお、所管する公所数は55公所で、本庁舎36、西庁舎10、北庁舎9となっている。

(2) 管内公所会計事務担当者研修会

管内会計事務担当者を対象に、財務関係法令等の理解を深め、また、職務を遂行するうえでの会計事務に関する資質の向上を図るための研修会を開催する。

(3) 会計事務の指導及び検査

会計事務の適正な執行を期するため、財務規則第24条の規定による指導及び検査を会計局会計課と協力して実施する。

[2] 課税課・納税課（西村山税務室・北村山税務室）

1 令和7年度の基本方針

（1）税務行政の公平・適正な執行と納税意識の啓発・納税秩序の維持

県税の役割とその重要性を十分認識し、公平・適正な賦課徴収の実現を図り税収の確保に努めるとともに、自主納税の推進と滞納処分の厳正な執行を図り、納税意識の啓発と納税秩序の維持に努める。

（2）信頼される税務行政の推進と綱紀の保持

納税者に対しては、常に誠実な態度で接し、適切な指導助言を行い信頼される税務行政の推進に努めるとともに、県民全体の奉仕者として自覚と誇りを持ち、県民の負託に応えるよう綱紀を保持する。

（3）税務行政の効率化と活力ある職場づくり

職員一人ひとりが能力向上に努めるとともに、組織としての総合力を発揮し、専門化・複雑化する税務行政を効率的・効果的に執行する。

また、積極的な姿勢・意識を持てる職員の育成と活力ある職場づくりに努める。

（4）国・市町・関係団体との連携強化

税務行政の執行にあたっては国・市町・関係団体とより一層の連携に努める。

（5）個人住民税の徴収に関する市町との連携強化

県税の収入未済額の大半を占める個人県民税は、地方税法により市町が賦課徴収することとなっていることから、県と市町が連携した徴収対策を行う。

2 令和7年度の実施方針

（1）税務事務の適正な執行

- ① 課税客体の的確な把握と適正な課税
- ② 計画的な滞納整理及び進行管理の実施
- ③ 滞納処分・換価処分の厳正な執行
- ④ 管理事務の適正な執行
- ⑤ 自主納税・納期内納税の推進

（2）職員研修の充実

（3）国・市町との協力体制強化

（4）地方税電子申告（eLTAX）のさらなる普及促進

（5）県と各市町で個人住民税の滞納事案を検討し、共同催告・共同徴収等の手法を活用し、個人住民税の徴収率の向上を図る。

令和6年度(令和7年2月末現在)県税調定収入状況調(累計)

(単位:百万円、%)

区分	科目	村山総合支庁							
		調定額 A	調定伸長率		収入 未済額	収入率		構成割合 (支庁)	構成割合 (A/B)
			本年度	前年度		本年度	前年度		
現年課税分	個人県民税	18,318	92.5	103.0	6,087	66.8	69.2	35.1	50.2
	法人県民税	1,565	106.1	94.2	46	97.1	97.4	3.0	64.2
	※利子割								
	個人事業税	714	102.6	102.3	21	97.0	97.5	1.4	58.3
	法人事業税	15,880	105.6	98.9	314	98.0	98.3	30.4	65.4
	※地方消費税								
	不動産取得税	1,018	105.7	83.5	217	78.6	88.8	1.9	51.7
	※県たばこ税								
	ゴルフ場利用税	55	97.7	95.6	0	100.0	100.0	0.1	52.9
	軽油引取税	4,662	88.7	94.5	812	82.6	83.3	8.9	60.2
	自動車税	9,392	—	—	62	99.3	—	18.0	56.8
	鉱区税	0	73.9	95.0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
	狩猟税	2	96.3	90.7	0	100.0	100.0	0.0	66.7
	産業廃棄物税	64	101.9	107.6	0	100.0	100.0	0.1	41.6
	旧法による税	0	—	—	0	—	—	0.0	—
	小計	51,670	97.9	99.8	7,560	85.4	85.9	98.9	44.3
	滞納繰越分	592	107.5	97.1	483	18.1	17.0	1.1	59.6
合計	52,262	98.0	99.8	8,043	84.6	85.2	100.0	44.5	

(単位:百万円、%)

区分	科目	県全体						
		調定額 B	調定伸長率		収入 未済額	収入率		構成割合 (県)
			本年度	前年度		本年度	前年度	
現年課税分	個人県民税	36,518	95.0	103.9	11,219	69.3	70.6	31.1
	法人県民税	2,436	96.7	100.3	84	96.5	97.1	2.1
	※利子割	74	135.0	84.2	0	100.0	100.0	0.1
	個人事業税	1,224	101.8	101.2	31	97.5	97.8	1.0
	法人事業税	24,275	96.4	103.8	593	97.6	98.0	20.7
	※地方消費税	24,426	110.8	101.6	0	100.0	100.0	20.8
	不動産取得税	1,969	105.2	90.9	332	83.1	90.0	1.7
	※県たばこ税	1,072	97.5	100.2	91	91.5	91.6	0.9
	ゴルフ場利用税	104	96.2	94.5	0	100.0	100.0	0.1
	軽油引取税	7,739	97.1	95.2	1,329	82.8	83.4	6.6
	自動車税	16,540	—	—	86	99.5	—	14.1
	鉱区税	2	95.4	99.1	0	100.0	100.0	0.0
	狩猟税	3	101.8	93.9	0	100.0	100.0	0.0
	産業廃棄物税	154	101.8	101.2	0	100.0	100.0	0.1
	旧法による税	0	—	—	0	—	—	0.0
	小計	116,536	99.3	101.9	13,765	88.2	88.4	99.2
	滞納繰越分	993	101.9	98.1	788	20.3	19.3	0.8
合計	117,530	99.3	101.8	14,553	87.6	87.9	100.0	

注1 自動車税は環境性能割及び種別割の合計額である。

注2 ※の税目は当支庁で所管していない。

Ⅱ 保健福祉環境部

【組織別の事務事業の概要】

[1] 保健企画課（医薬事室）（感染症対策室）

[2] 検査課

[3] 生活衛生課

[4] 地域健康福祉課

[5] 子ども家庭支援課

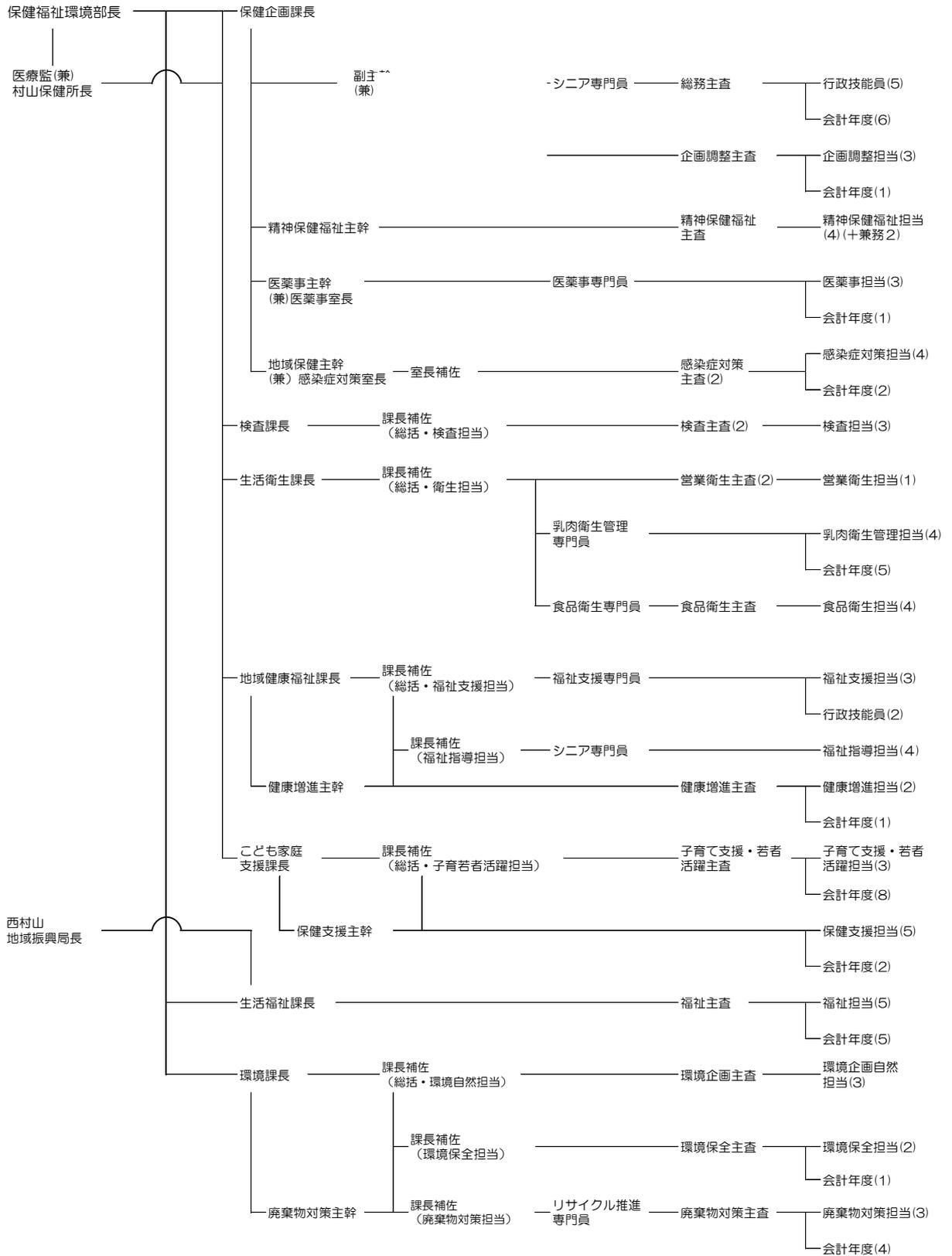
[6] 生活福祉課

[7] 環境課

※（ ）は課内室

■令和7年度保健福祉環境部組織図

R7.4.1現在



[1 - ①] 保健企画課（企画調整担当）

1 令和7年度の基本方針

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据え、将来の医療需要や必要病床数、実現のための施策を内容とする「地域医療構想（ビジョン）」の実現に向け、第8次山形県保健医療計画（令和6年3月策定）のもと、引き続き医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの推進など、県民誰もが安心して保健・医療・福祉サービスを受けられる体制の充実強化を図る。

そのため、病床機能の分化・連携、在宅医療の拡充、人材の確保・育成による医療提供体制の整備に取り組んでいく。

さらに、地域保健・医療及び公衆衛生に理解のある医師の養成・確保のため、引き続き、臨床研修指定病院に協力し、臨床研修医の地域保健研修や医学生の現場実習を実施するとともに、管内市町の地域保健従事者の資質向上に向けた支援を実施していく。

また、山形市の中核市移行に伴い設置された山形市保健所と、救急医療や災害医療をはじめ保健・医療・衛生上の諸課題に連携して対応する。

2 令和7年度の主な施策

（1）医療連携体制の整備推進

第8次山形県保健医療計画に記載の5疾病6事業（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療、新興感染症医療）の推進と、村山地域の医療機関の病床機能の分化・連携に向けた取組みを実施していく。

- ① 村山地域保健医療協議会の開催
- ② 病床機能調整ワーキングの開催

（2）在宅医療推進事業

地域医療構想の実現に向け、必要とされる在宅医療提供体制の充実を図るため、在宅療養への円滑な移行や、日常の療養生活への支援、看取りの普及、急変時の対応など在宅医療の機能充実に必要な取組みを実施する。

- ① 在宅医療の提供体制の充実・人材確保（補助事業）
- ② 円滑な在宅療養等への移行に向けた「村山地域入退院支援の手引き」の普及、利用拡大及び点検協議の実施
- ③ 村山地域保健医療協議会及び在宅医療専門部会の開催
- ④ 看取りの普及啓発に係る研修会の開催
- ⑤ 村山地域医療情報ネットワークの運用

(3) 市町等支援研修事業

地域の実情に応じたテーマで保健所企画研修を実施する。

(4) 保健統計調査 ※〔 〕は調査日

① 人口動態調査〔毎月〕

人口動態を把握するため出生、死亡、死産、婚姻、離婚数を調査する。

② 国民生活基礎調査〔6月第1木曜日〕

保健、医療、福祉に関する実態を世帯から総合的に把握するために実施する。

※令和7年度は、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町が対象

③ その他

ア 病院報告（患者票）〔毎月〕

イ 地域保健・健康増進事業報告〔毎年〕

ウ 医師・歯科医師・薬剤師統計〔2年毎〕

エ 社会保障・人口問題基本調査〔毎年〕

オ 医療施設静態調査〔3年毎〕

カ 患者調査〔3年毎〕

キ 受療行動調査〔3年毎〕

(5) 保健衛生に関する教育及び研修

臨床研修医及び看護学生等の研修・実習の受け入れや医学生の地域医療実習を行う。

(6) 保健衛生に関する情報の提供

地域保健、保健衛生に関する情報・統計データ等に対する照会について、情報提供を行う。

[1 - ②] 保健企画課（精神保健福祉担当）

1 令和7年度の基本方針

精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築を目指し、改正精神保健福祉法の適切な運用、自殺対策やひきこもりなど困難を有する方への支援、こころの健康づくりなどを管内市町並びに保健・医療・福祉・教育・警察等関係機関と連携して推進する。

2 令和7年度の実施方針

(1) 精神保健福祉の推進

① 精神保健福祉法に基づく入院制度の適正な運用

措置入院制度、医療保護及び任意入院の入退院関連業務、精神科病院の現地指導検査等を実施する。

② 精神障がい者の移送に関する業務

措置入院のための移送、医療保護入院及び応急入院のための移送を行う。

③ 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

保健、医療、福祉の関係者が精神障がい者の地域移行・地域定着に関する地域の課題の共有と地域移行の促進のための取組みを協議する会議等を行う。

④ 精神障がい者の退院後支援

措置入院者等が、退院後に地域の中で安心して自分らしい生活を送るとともに必要な医療等を継続的かつ確実に受けるために、「山形県退院後支援ガイドライン」に基づいた退院後支援計画の策定、計画に基づく電話・訪問等の相談支援、入院医療機関・帰住先の市町等との連絡調整等を行う。

⑤ 精神保健福祉相談・訪問指導

精神科医による月1～2回の精神保健福祉相談や、保健師による随時の面接・電話相談を実施する。また必要時に訪問指導を実施する。

(2) 自殺対策推進事業

自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて自殺対策に関する知識の普及啓発を行う。また、地域の支援機関担当者を対象に地域自殺対策推進会議や研修会等を行う。

(3) ひきこもり支援事業

ひきこもりの問題に悩む本人及び家族に対して医師や保健師による相談や家族交流会、学習会等の支援を行うとともに、相談支援者の人材育成を行う。

① 精神科医師・保健師による個別相談、ひきこもり学習会、ひきこもり家族グループ交流等の開催

② 支援者向け研修の開催

(4) こころの健康づくり推進事業

精神障がいに関する正しい知識の普及啓発、精神障がい者の家族教室、出前講座等を開催する。

(5) 医療観察法対象者に対する地域処遇

保護観察所等の関係機関と連携し、心神喪失等で重大な他害行為を行った者の生活支援等を行う。

[1 - ③] 保健企画課（医薬事室）

1 令和7年度の基本方針

医療や医薬品等の安全・安心に対する地域住民の関心が高まっている中、これらの安全・安心を確保するため、医療機関、薬局等への立入検査を計画的に行い、各施設の管理状況等に対する適切な指導を実施する。

また、関係機関と連携を図りながら、救急医療及び災害医療体制の充実を推進する。

2 令和7年度の実施方針

(1) 立入検査の実施

- ① 適正な医療等を確保するため、病院、診療所、施術所等に対する立入検査の実施
- ② 医薬品、毒物劇物の安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査の実施

(2) 医療関係法令に基づく医療機関等並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業等に係る許可、届出等の受理

(3) 各種医療従事者の免許申請受付

(4) 臓器移植、骨髄バンク登録業務等の推進

- ① 移植医療関係団体等との連携を図り、臓器移植に対する知識の普及
- ② 骨髄バンクドナー登録者の確保を図るため、献血会場での登録説明会の実施

(5) 地域救急医療対策の推進

- ① 村山地域救急医療対策会議の運営
- ② 西村山地方及び北村山地区救急医療対策協議会活動への支援
- ③ メディカルコントロール体制の推進
- ④ 救急搬送改善検討会の運営
- ⑤ 地域災害医療連絡調整会議の運営
- ⑥ 救急医療に関する啓発事業の実施

(6) 麻薬、覚醒剤等の適正管理と薬物乱用防止啓発事業の推進

- ① 麻薬、覚醒剤の適正使用を図るため、施用機関及び取扱施設への立入検査の実施
- ② 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく麻薬取扱者等免許の交付
- ③ 不正大麻、けし撲滅のための啓発及び巡回取締りの実施
- ④ 関係機関と連携を図り、薬物乱用防止啓発事業の実施

(7) 献血確保対策の推進

- ① 市町及び血液センターと連携を図り、献血業務の円滑な実施の支援
- ② 献血推進員による関係機関との調整及び献血者の確保並びに献血思想の普及
- ③ 移動採血事業を実施するための市町献血担当者会議の開催

[1 - ④] 保健企画課（感染症対策室）

1 令和7年度の基本方針

感染症法等の改正による健康危機管理体制の強化が求められており、保健所では、県で策定する「感染症予防計画」に沿った「健康危機対処計画」を令和6年3月に策定した。

結核や新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎等集団発生を引き起こしやすい感染症の平時からの感染対策を推進するとともに、医療機関や管内市町等と連携した地域における健康危機管理体制を強化する。

2 令和7年度の実施方針

(1) 新興・再興感染症対策

新型コロナへの対応を踏まえ令和5年度に策定した「健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、管内の医療提供体制の確保や実践型訓練等による人材育成を図るなど、平時から新たな健康危機に備えた準備を計画的に進める。

(2) 村山AMR等対策ネットワーク

平時からある健康危機として、AMR（薬剤耐性）対策が求められており、令和5年度に「村山AMR等対策ネットワーク」を立ち上げた。本ネットワークにおいて、具体的な取り組みについて検討し、医療機関、医師会等関係機関間の連携体制を強化する。

(3) 感染症発生動向調査及び感染症予防活動

関係機関と協力しながら、感染症発生情報の収集及び還元を行い、感染症予防についての普及啓発を図る。

(4) 発生時防疫活動

1類・2類・3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等について、疫学調査、健康診断勧告・消毒指示を行い、感染拡大を防止する。また、県知事が必要と認めた者に対し入院勧告を行う等まん延防止策を実施する。

(5) 感染症診査協議会及び医療費公費負担

「感染症診査協議会」を開催し、1類・2類等感染症患者の就業制限、入院勧告、公費負担等を審議する。

(6) 結核対策

① 結核患者管理及びDOTS（直接服薬確認による短期化学療法）の推進
結核患者の治癒率向上を目指し、患者の服薬、療養を支援する。

② 感染症診査協議会及び医療費公費負担

結核患者の就業制限、入院勧告、公費負担の適否について審議するため、感染症診査協議会（結核案件）を開催する。

③ 管理検診

治療終了者に対し、再発の有無を確認するため、検診を実施する。

④ 接触者健康診断

新登録患者発生時に、疫学調査を行い、接触者に対し適切な健診を実施する。

⑤ 結核定期健康診断及び結核予防費補助

事業者・学校長・社会福祉施設長等が実施する定期健康診断状況を把握し、学校及び施設設置者に対し定期健康診断に要する経費を助成する。

(7) 麻しん・風しん対策

予防についての普及啓発、発生時の疫学調査及びまん延防止等を実施する。

(8) 肝炎対策

B型及びC型肝炎に係る相談や血液検査の実施、肝炎ウイルス検診等の陽性者及びウイルス性の慢性肝炎患者等に対し、初回精密検査費用及び定期検査の費用を助成する。

また、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療、C型肝炎に対するインターフェロンプリー治療等及び肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成を実施する。

(9) 後天性免疫不全症候群（エイズ）・性感染症対策

相談・血液検査及び感染症予防対策の普及啓発を実施する。

(10) 季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎対策

社会福祉施設や学校等に対して、季節性インフルエンザや新型コロナ等がまん延しないよう予防対策の普及啓発を図る。

(11) 高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策

令和4年度に鶴岡市において、家きんから県内初の高病原性鳥インフルエンザが確認され、管内でも山形市内で野鳥から確認されている。家畜保健衛生課（家畜保健衛生所）等と連携し、訓練やマニュアルの整備等発生時に備える。

(12) 予防接種相談・指導

市町への指導助言、住民等からの相談、副反応報告等を行う。

(13) 感染症予防啓発

社会福祉施設等に対する研修会の開催、職員出前講座、ホームページ等の活用等、感染症予防対策の普及啓発を図る。

[2] 検査課

1 令和7年度の基本方針

食生活を取り巻く環境は近年大きく変化し、食の安全・安心に対する関心が高まっている。また、食品流通の広域化や大量調理製造施設の進展に伴い、食中毒も大規模化・複雑化する傾向にある。こうした情勢の変化に対応するため、新しい検査技術を取り入れつつ、食品衛生検査施設の業務管理（GLP）に即した迅速で適正な検査業務を推進する。

更に、住民、事業所等から依頼される検便、食品検査、浴槽水検査等を迅速かつ正確に実施する。

また、山形市保健所は独自の検査体制を構築していないため、山形市の行政検査を行う。

2 令和7年度の主な施策

(1) 行政検査（事業課との連携のもと、各事業を進めるうえで必要な検査）

① 感染症法に基づく微生物学的検査

感染症が発生した場合に、患者、患者家族、接触者等の検査を実施する。

② 食品衛生法に基づく食品の微生物学的及び理化学的検査

年間計画に基づき、収去食品について検査を実施する。

③ 食中毒に係る検査

食中毒発生時に、原因菌究明のため食品及び患者便等の検査を実施する。

④ 入浴施設の監視指導に係る検査

行政指導のため、旅館、公衆浴場等の浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を実施する。

⑤ 保健所事業等に伴う検査

H I Vのスクリーニング検査等を実施する。

(2) 依頼検査（住民、団体、食品製造者等から依頼を受けて有料で実施する検査）

① 食品取扱者及び調理従事者等の微生物学的検査（検便）

赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を主として検査する。

② 食品の微生物学的及び理化学的検査

食品製造者及び販売者の自主検査並びに給食施設等からの依頼検査を実施する。

③ 手指、調理器具の微生物学的検査

食品製造者及び販売者の自主検査並びに給食施設等からの依頼検査を実施する。

④ 入浴施設等に関する微生物学的検査

旅館、公衆浴場等の浴槽水、建物の冷却塔水等のレジオネラ属菌等の検査を実施する。

⑤ その他

医療機関及び民間検査機関からのベロ毒素検査等を実施する。

(3) 山形市からの委託検査（山形市分の行政検査）

① 感染症法に基づく微生物学的検査

感染症が発生した場合に、患者、患者家族、接触者等の検査を実施する。

② 食品衛生法に基づく食品の微生物学的及び理化学的検査

年間計画に基づき、収去食品について検査を実施する。

③ 食中毒に係る検査

食中毒発生時に、原因菌究明のため食品及び患者便等の検査を実施する。

④ 入浴施設の監視指導に係る検査

行政指導のため、旅館、公衆浴場等の浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を実施する。

(4) 試験検査業務の信頼性確保

① 内部精度管理（自己検証・評価）の実施

② 外部精度管理の受検及び評価に基づく対策の実施

(5) 調査研究

関係機関との連携を図り、地域に密着した課題について調査研究を実施する。

[3] 生活衛生課

1 令和7年度の基本方針

「山形県食品衛生監視指導計画」及び「山形県生活衛生監視指導計画」に基づき、食中毒、不良食品の流通、入浴施設でのレジオネラ感染症等による健康被害の発生を防止する。

また、管内の各地区食品衛生協会や生活衛生同業組合等関係団体と連携しながら、事業者の自主衛生管理を推進する。

「山形県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物の適正飼養や動物愛護精神の普及啓発に努めるとともに、市町及び獣医師会と連携し飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図る。

2 令和7年度の主な施策

(1) 食品衛生

① 食中毒防止対策

ノロウイルスによる食中毒の予防を中心に、大規模食中毒の発生しやすい旅館・仕出し・弁当屋等の施設、過去に食中毒の原因となった施設、食中毒の原因となりやすい食品を取扱う施設に対し、監視指導を徹底する。

また、「夏期食品等監視強化月間」、「きのこ食中毒予防月間」、「年末食品等監視強化月間」などにより、食品の流通状況、食中毒の発生状況を勘案した効果的かつ効率的な監視指導及び消費者への注意喚起を実施する。

② 食品衛生営業許可・届出業務

申請に係る事前相談の際に許可基準の遵守や衛生管理について指導を行うとともに、適正に許可・届出事務を行う。

③ HACCPに沿った衛生管理の普及啓発

食品等事業者に対し効果的かつ効果的な監視を行い、法令遵守の徹底とHACCP※に沿った衛生管理について講習会等により指導する。

ア 食品営業施設の監視指導

イ 集団給食施設の監視指導

※HACCP：食品の製造調理工程における危害要因に科学的な対策を講じ、特に重要な工程（CCP：重要管理点）を連続的に監視することで製品の安全性を確保する衛生管理手法

④ 流通食品の安全対策

過去の違反事例、食品の流通量等を踏まえ、農薬や動物用医薬品の残留検査、食品の規格基準検査、放射性物質検査等を実施し、流通食品の安全性を確保する。

⑤ 適正な食品表示の確保

食品表示法の完全施行を受け、監視指導の徹底を図る。特に、関係機関と連携し、表

示違反の多い産地直売所等に対する監視指導等を強化し、適正な食品表示を確保する。

⑥ 調理師・製菓衛生師免許関係事務

免許申請事務及び諸届出事務を適正に行い、調理師等の制度の普及に努める。

(2) 乳肉衛生

① HACCPに沿った衛生管理の普及啓発

食品等事業者に対し、講習会等によりHACCPに沿った衛生管理を指導し、衛生確保を図る。

② 乳・乳製品、食肉製品、食肉及び水産食品の衛生対策

乳処理業・乳製品製造業、食肉製品製造業、食肉処理業者、水産食品製造業、食肉販売業者等及び魚介類販売業者等に対する監視指導により安全性を確保する。

また、「食肉衛生月間」では生食用食肉等を取扱う施設に対する監視指導を強化するとともに、消費者に対し注意喚起を図る。

(3) 動物愛護管理及び狂犬病予防

① 動物愛護管理対策

動物の終生飼養、適正飼養等の普及啓発、動物取扱業者に対する監視指導を行う。

ア 動物取扱業の登録者・届出者に対し監視、指導を実施するとともに、動物取扱責任者講習会を開催する。

イ 動物愛護教室等で啓発活動を実施する。

ウ 収容、引取りをした犬、猫の譲渡事業を実施する。

エ 負傷動物の収容や治療等を行う。

オ 特定動物の飼養者に対し適正な飼養管理を指導する。

② 狂犬病予防対策

犬の収容を行うとともに、動物愛護センターを管理運営する。

ア 係留されていない犬の収容

イ 動物愛護センターの管理・運営

ウ 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に係る広報

(4) 営業衛生

① 入浴施設のレジオネラ症防止対策

公衆浴場及び旅館等のレジオネラ症防止対策の徹底を指導する。

② 生活衛生営業施設の自主衛生管理の推進

理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場等の監視指導を行い、衛生確保に努めるとともに、営業者による自主衛生管理の推進を図る。

- ③ 特定建築物の衛生環境の確保に係る監視指導
特定建築物及び建築物清掃業等の知事登録事業者に対し衛生管理に係る監視指導を行う。
- ④ 水道施設の監視指導及び水道事業の広域連携の推進
水道施設の立入検査、クリプトスポリジウム対策及び水道事業広域連携の検討による経営基盤の強化を推進する。
- ⑤ 温泉利用施設の監視指導及び適正利用の推進
温泉を浴用・飲用に利用する施設に対し、適正利用及び温泉成分や利用上の注意等の掲示について指導を行う。
- ⑥ 住宅宿泊事業に関する指導監督
住宅宿泊事業者から届出を受理し、定期報告の徴収を行うとともに適正な運営の確保のため必要に応じて監督を行う。
- ⑦ 遊泳用プールの衛生確保の推進
「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、利用シーズンに合わせて衛生指導を行う。
- ⑧ 衛生害虫等に関する相談・助言
衛生害虫等に関する相談について、関係事業者や専門家の紹介を含めた必要な情報の提供と助言を行う。

[4] 地域健康福祉課

1 令和7年度の基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、地域で見守り支え合う体制の整備、高齢者福祉サービスや障害福祉サービスの充実とサービス事業所等に対し運営指導を行うとともに、地域課題を的確に捉え、管内市町・関係機関等と連携し地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて諸施策を実施する。

また、健康やまがた安心プランの理念である健康長寿日本一の実現を目指し、管内市町や関係団体等と連携して食生活の改善や運動習慣の定着を図るとともに、がんや脳血管疾患などの生活習慣病の発症予防、糖尿病患者の重症化予防等の施策を推進していく。

2 令和7年度の主な施策

(1) 高齢者福祉の推進

① 介護保険サービス等の適正な提供

介護保険施設・事業所による適正な介護サービス提供と介護報酬請求のため、介護保険施設・事業所等の新規指定時の審査と、運営中の施設・事業所に対して指導・監督を行う。

また、併せて有料老人ホーム等の適正な運営について指導を行う。

② 高齢者の地域生活支援

要介護状態等になった場合でも可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、地域の実情に応じて市町が行う高齢者の地域生活支援事業に対し支援を行う。

③ 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進するため、地域で自主的に活動を展開している老人クラブ活動への支援を行う。

④ 認知症高齢者等の見守り支援

認知症高齢者や単身高齢者・高齢夫婦世帯などが安心して暮らせる地域社会を実現するため、高齢者を地域の中で見守り支え合うための仕組みづくりを支援する。

⑤ 介護施設等整備への支援

介護を必要とする高齢者がその心身の状態に応じた介護サービスを受けられるよう、その基盤となる特別養護老人ホーム等の整備を支援する。

(2) 障がい児・者福祉の推進

① 障がい児・者支援サービスの適正な提供

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等による適正なサービス提供と給付費請求のため、事業所等の新規指定時の審査と、運営中の事業所等に対して指導・監督を行う。

② 障がい者の就労活動活性化への支援

村山総合支庁の各庁舎において、福祉的就労製品の展示や施設利用者による販売体験等を行う。

③ 農福連携プロジェクトチーム地域部会の設置・運営

地域内の関係機関（農業・福祉）に対して農福連携の情報提供を行うとともに、現地視察研修会等を実施し、関係機関の相互理解を促進する。

④ 身体障害者手帳、療育手帳の交付

身体障がい者又は知的障がい者の方が、福祉サービスなどを受けるために必要な手帳の交付事務を行う。

⑤ 身体障がい者等用駐車施設利用証の交付

歩行が困難な身体障がい者等の駐車場の確保と適正利用を図るため、身体障がい者等用駐車施設利用証を交付する。

⑥ 障がい児・者施設等整備への支援

障がい児・者が地域で生活する場合に必要な放課後等デイサービス、グループホーム、生活介護事業所等の整備を支援する。

⑦ 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当等の支給を行い、障がい者等の福祉向上を図る。

⑧ 障がいを理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

(3) 社会福祉法人・社会福祉施設等の指導及び監査

関係法令及び通知に基づく適正な運営と円滑な事業運営を確保するため、社会福祉法人及び施設等を対象として指導及び監査を行う。

(4) 地域福祉の推進

① 民生委員・児童委員の活動強化の支援

民生委員・児童委員の資質向上を図り、地域福祉活動を一層強化するため、民生委員・児童委員全員対象研修会を開催する。

② 市町福祉行政に係る助言及び情報提供

広範な福祉行政を行う市町に対し、障害者総合支援法等の適正な事務の執行を図るため、地方自治法の規定に基づく技術的助言・情報提供を行う。

(5) 要援護者への支援

① 戦傷病者への支援

戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者手帳の交付・再交付、記載事項の変更、死亡届の受理等を行う。

② 原爆被爆者への支援

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、各種手当の進達事務を行う。

また、被爆者手帳所有者に対し、健康診断（一般検査）、精密検査、希望者へのがん検査を実施する。

（６）市町村が行う療養費支給等の事業への支援

① 重度心身障がい児・者の医療費の負担軽減

障がい児・者の医療を確保するため、医療費の自己負担分について、市町村が助成する「重度心身障がい（児）者医療」給付制度に対し補助金を支出する。

② 子育て家庭における医療費の負担軽減

小学３年生までの医療費と中学生までの入院に係る医療費の自己負担分について、市町村が助成する「子育て支援医療」給付制度に対し補助金を支出する。

③ ひとり親家庭等の医療費の負担軽減

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分について、市町村が助成する「ひとり親家庭等医療」給付制度に対し補助金を支出する。

（７）健康長寿日本ーNEXTプロジェクト事業の推進

食生活の改善や運動習慣の定着を図り、健康寿命を延ばすことを目的に、市町や関係団体と連携して、減塩や野菜摂取の増加に取り組む減塩ベジアッププロジェクト事業を推進する。

（８）村山地域災害時の食支援プロジェクト事業の実施

災害時における食支援活動を担う人材育成と体制整備を図るため、管内市町の管理栄養士等を対象とした研修会や炊出し訓練を実施する。

（９）喫煙対策の総合的な推進

① 禁煙及び受動喫煙防止対策の普及啓発

喫煙による健康への影響について普及を図り、「山形県受動喫煙防止条例」に基づき、受動喫煙防止に向けた環境づくりや禁煙支援体制の整備を図る。

② 改正健康増進法に関する業務

受動喫煙防止に関する相談・指導・立入、喫煙可能室設置届出に関する事務を実施する。

（１０）栄養・食生活の改善

① 特定給食施設等に対する指導・助言

② 食品関連事業者等への食品表示法（保健事項）、誇大表示の禁止に係る指導・助言

③ 健康づくりのための食育の推進

幼児期等のライフステージに応じた食育の推進に対する支援を行う。

（１１）管理栄養士・栄養士関係業務

① 管理栄養士免許の進達及び栄養士免許関係の交付事務

② 管理栄養士課程公衆栄養学臨地実習生の受け入れ

(12) 生活習慣病対策の推進

地域における栄養・食生活を始めとする生活習慣に関する課題、特性を踏まえ、地域住民の健康づくりを推進するための事業を行う。

- ① 栄養・食生活関連事業研修会の開催
- ② 栄養・食生活改善関係団体への支援
- ③ 職員出前講座の実施
- ④ 健康増進事業評価検討会の開催（市町保健事業への支援・指導等）
- ⑤ がん対策県民運動の推進
- ⑥ 管理栄養士派遣システムの推進

(13) 地域保健・職域保健連携の推進

地域保健と職域保健とが連携し、保健事業の課題検討、健康づくりのための情報共有化等を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

- ① 地域保健・職域保健連携推進会議の運営

(14) 国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、対象世帯員の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。

(15) 健康相談の実施（石綿、PM2.5関係）

- ① 石綿に関する健康相談の実施及び健康被害の救済に関する申請の受付
- ② 熱中症、PM2.5に関する健康相談の実施

[5] こども家庭支援課

1 令和7年度の基本方針

「こども・子育て笑顔プラン」(令和7～11年度)等の諸計画に基づき、地域課題を的確に捉え、「誰もが希望を持ち、いきいきと暮らし、多様な役割を担う『村山』」の実現に向けて、管内市町・関係機関等と連携しながら諸施策を推進する。

2 令和7年度の主な施策

(1) 子ども・子育て支援の推進

① 地域における子育て支援の推進

ア 村山地域みんな子育て応援団

県民誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会の実現に向け、全県的な「山形みんな子育て応援団」の活動とともに、地域全体で子育てを応援する気運を醸成し、子育てしやすい環境づくりを進めるため、村山地域の団体、個人、行政が連携して、「村山地域みんな子育て応援団」を組織し、地域における子育て支援に関する活動に取り組む。

イ むらやま若者子育て安心イメージアップ事業

子育てについて具体的で前向きなイメージを持ってもらうとともに、保育の仕事に対する理解・関心を向上させるため、若者に乳幼児等とのふれあい交流や子育て支援を体験する機会を提供する。

ウ むらやま子どもの居場所づくり推進事業

管内の子ども食堂等の体験ルポ「こども食堂レポート」を作成し、HP、SNS、チラシ等により利用者目線の情報を発信する。また、こども食堂等こどもの居場所がない、少ない町において、経験のある実践団体から運営のノウハウを学ぶ機会をつくり、こども食堂等の実践者の掘り起こしを行う。

エ 多様な子育て支援サービスへの支援

認可保育所、認定こども園の整備や届出保育施設の運営に関する助言、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など多様化する地域の保育ニーズに対応した子育て支援サービスへの支援を市町と連携して行う。

オ 放課後児童クラブへの支援

地域における児童の放課後等の安全で健やかな居場所として設置されている放課後児童クラブの運営に対する支援及び指導員の研修を行う。

② 児童福祉の推進

ア 児童福祉施設等の指導及び監査

関係法令及び通知に基づく適正な運営と円滑な事業運営を確保するため、児童福祉施設等を対象として指導を行う。

イ 市町児童福祉行政に係る助言及び情報提供

広範な福祉行政を行う市町に対し、地方自治法の規定に基づく技術的助言として、

児童福祉法、児童三手当関係法等の適正な事務の執行を図るため、管内市町に対して助言・指導を行う。

(2) 結婚支援活動の充実と体制強化

① 広域的結婚支援活動の促進

村山地域の各市町、民間団体等で組織する「むらやま広域婚活事業実行委員会」において、広域婚活イベントを開催するとともに、婚活事業推進のための人材づくりに取り組む。

(3) 特に支援を必要とする子どもやひとり親家庭への経済的支援

① 特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当の支給を行い、20歳未満の障がいをもつ児童の福祉向上を図る。

② 児童扶養手当の支給

児童扶養手当の支給を行い、18歳以下の児童を監護するひとり親家庭の福祉向上を図る。

③ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子家庭の父母及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長に必要な資金として、修学資金等の貸付を行う。

(4) 若者活躍・青少年健全育成対策の推進

管内市町、関係機関・団体等と連携して「大人が変われば子どもも変わる」県民運動や“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開するとともに、青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査の実施、村山地区青少年育成連絡協議会の運営などにより青少年の健全育成を推進する。

(5) 男女共同参画の推進

しあわせ子育て応援部の意識啓発キャンペーンと連携し、映画館やショッピングモールで動画を活用した啓発キャンペーンを展開する。県・市町・山形県男女共同参画センター「チェリア」等と情報を共有しながら連携した取組みを実施する。

(6) 母子保健対策

① 母子保健推進強化事業の実施

ア 関係機関との連携推進会議及び研修会

母子保健事業の効果的推進に向けて、関係機関の実務者による会議並びに研修会を開催する。

イ セルフケアセミナー

学生や企業等を対象に、若い世代に対する妊娠・出産等に関する正しい知識の普及・啓発を行う。

ウ 性と健康の相談（性と健康の相談センター事業）

性別を問わずに性と健康に関して、助産師等による個別相談支援を行う。

② 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実強化

ア むらやま妊娠・子育て安心サポート事業

児童虐待のリスクが高い家庭への支援体制強化を図る。

(ア) 精神疾患等を有する妊産婦等への効果的な支援を行うため、障がい理解のための事例検討会を開催し、精神科医師等による支援者への助言の機会を確保する。

(イ) 妊娠中から心身の負担が大きく、孤立しやすい多胎児家庭への支援の充実を図るため、多胎児家庭の課題の理解と関係機関との連携に関する研修会等を行う。

イ むらやまペアレントサポート講座

育児不安や育てにくさを感じている保護者支援の充実に向け作成した「むらやまペアレントサポート講座」の普及を図るため、支援者研修会等を開催するとともに、市町や子育て支援団体（NPO等）と協働した実践講座を開催し、実施市町等のフォローアップを行う。

ウ 母子保健広域連携連絡会議・実務担当者検討会

妊産婦等を地域で支える仕組みの充実強化を図るために、関係機関との連携推進や広域的課題（産後ケア事業や妊産婦メンタルヘルス対応等）等について検討を行う。

③ 不妊検査・不妊治療等における医療費助成の実施

子どもを望む夫婦が、早期に検査に取り組み、必要に応じて適切な治療を始められるよう不妊検査に係る費用を新たに助成する。併せて、従来から実施している保険適用となる特定不妊治療への助成及び不育症検査に係る検査費用の助成を行うことにより、経済的負担の軽減、安心して妊娠・出産できる環境の整備を図る。

④ 小児慢性特定疾病児童への支援の実施

小児慢性特定疾病医療支援事業による医療給付及び療育指導を行う。

⑤ 身体障がい児に対する療育指導の実施

⑥ 先天性代謝異常等検査要精検児のフォローアップ

⑦ 受胎調節実地指導員指定証の交付事務

(7) 児童虐待予防

母子保健対策を通じた虐待予防・早期対応に対する技術的支援等を行うとともに、各市町の要保護児童対策地域協議会へ出席要請があった場合には、会議等において情報提供や具体的対応について助言等を行う。

(8) 発達障がい児（者）支援対策

地域における発達障がい児等の早期発見・早期支援、支援体制のあり方を検討するとともに支援者の資質向上を図る。

① 発達障がい者支援体制推進会議の開催

② 発達障がい支援シリーズ基礎講座の開催

③ アセスメントツール導入促進研修の実施

④ パンフレットによる啓発

(9) 医療的ケア児等対策

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（＝医療的ケア児）とその家族が、住み慣れた地域で安全に安心して生活できる支援体制整備を図る。

① 村山地域医療的ケア児支援連絡会の開催

医療的ケア児に関わる保健・医療・福祉・保育・教育及び親の会等関係機関が、医療的

ケア児の現状と課題を共有し、村山地域における支援体制の充実・整備を推進する。

② 災害時個別避難計画の作成への支援

災害発生時に、在宅療養中の医療的ケア児が安全に過ごせる場所に避難できるよう、市町が、関係機関と連携し個別避難計画を作成できるよう支援する。

(10) 難病対策

① 特定医療費（指定難病）支給事業の実施

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で長期の療養を必要とする難病のうち、指定難病について、患者負担を軽減するために医療費の助成を行う。

② 村山地域難病対策地域協議会の開催

難病患者に関わる保健・医療・福祉・就労等の関係機関との情報共有と連携の緊密化を図り、村山地域における難病患者への支援体制を整備する。

③ 難病患者地域支援対策推進事業の実施

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援者の個別性に沿った適切なサービスを提供するために、関係機関によるケアシステム構築を行う。

イ 難病患者訪問相談事業

精神的負担の軽減と在宅療養の推進を図るために、患者や家族が抱える療養上の不安等に対し個別対応を行う。

ウ 在宅難病患者災害時支援事業

在宅での人工呼吸器装着者のスムーズな安否確認のために、個別支援ツールを作成する。

また、災害発生時の支援体制確保のため、関係機関と連携して個別避難計画の策定を行う。

[6] 生活福祉課

1 令和7年度の基本方針

福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)、生活困窮者自立支援法及び「山形県地域福祉推進計画」等の諸計画を踏まえ、要援護者に対して迅速に支援を行うなど、関係市町等と連携して諸施策を推進する。

2 令和7年度的主要施策

(1) 生活保護・中国残留邦人支援給付

① 生活保護の適正実施

生活に困窮し生活保護による援護を要する者に、相談・支援体制の充実により適切かつ迅速に生活保護を実施する。

② 中国残留邦人支援給付の適正実施

中国残留邦人及びその配偶者で、生活に困窮し支援給付による援護を要する者に、適切かつ迅速に支援給付を実施する。

③ 自立支援

生活保護被保護者の自立に向け、就労支援員とケースワーカーの連携、ハローワーク等関係機関との連携による就労支援などきめ細やかな自立支援を行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業

① 自立相談支援事業

生活困窮者のための相談窓口である「生活自立支援センター」を東南村山、西村山、北村山の各地域に設置し、継続的な相談支援や本人の状況に応じた就労支援など、早期自立に向けた総合的な支援を実施する。

② 住居確保給付金の支給

離職によって住居を喪失した生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給することなどにより、住居及び就労機会の確保を支援する。

③ 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者等を対象に、本人や世帯の状況に応じ、一般就労に向けた日常生活自立、社会生活自立、就労自立のための訓練及び家計の状況の把握や改善の意欲を高めるための支援を行う。

また、子どもの学習・生活支援については、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育・就労に関する支援を行う。

(3) 児童福祉

児童虐待など援護を要する児童の相談・支援を行うとともに、市町の「要保護児童対策地域協議会」への出席や関係機関との連携などによりネットワークの強化を図る。

(4) ひとり親家庭の自立支援

「山形県ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、就業、子育て、生活及び養育費確保等に関する情報提供など、母子・父子自立支援員による相談支援機能の強化を図る。

(5) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援

「山形県 DV 被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」に基づき、「村山地域配偶者暴力相談支援センター」及び「困難な問題を抱える女性の相談窓口」として、DV 被害者の保護、困難な問題を抱える女性の支援等を行うとともに、「村山地域 DV 被害者及び困難女性支援調整会議」を開催して、関係機関との協力・連携体制を強化する。

(6) 社会福祉施設の入所調整等

① 障がい者支援施設

「村山総合支庁管内身体障がい者及び知的障がい者施設利用調整会議」を開催し、管内の障がい者支援施設入所希望者の入所順位調整を行う。

② 養護老人ホーム

「西村山地区老人ホーム入所判定委員会」を管内市町と共同で開催し、管内の養護老人ホーム入所希望者の入所判定業務を支援する。

[7] 環境課

1 令和7年度の基本方針

環境法令に基づく各種届出や許可等の事務を適正に遂行するとともに、村山地域における環境の保全及び創造に資するため、カーボンニュートラルの推進、自然公園の維持管理、循環型社会形成の推進、水大気環境保全のための監視等、各種施策に取り組む。

2 令和7年度 of 主な施策

《環境企画・自然環境関係》

(1) カーボンニュートラルの推進

① 地球温暖化対策の推進

- ア 地球温暖化対策を推進するため、村山地域地球温暖化対策協議会と連携しながら、県民に徹底した省エネと再生可能エネルギーの導入拡大を呼びかける啓発活動を実施する。
- イ 県民自身が事業者・消費者であるとの立場から、環境負荷低減に向け、主体的かつ積極的に取り組む「やまがたE C Oマネジメントシステム」を推進する。

② 再生可能エネルギーの地域導入

- ア 村山地域エネルギー戦略推進協議会において、再生可能エネルギー活用の推進や、地域特性を踏まえた課題の共有及び解決策の検討を行う。
- イ 村山地域地球温暖化対策協議会と連携して、太陽光発電及びバイオマス発電等の再生可能エネルギーの普及を図る。

(2) 自然公園・自然環境保全地域の管理及び事業の実施

① 自然公園等の管理体制の整備

- ア 自然公園管理員を磐梯朝日国立公園に3名、蔵王国定公園に4名配置し、巡視により避難小屋など自然公園施設の管理活動を行う。
- イ 自然環境保全地域管理員をスルマタ沢・野川自然環境保全地域（朝日町・長井市）に朝日町内担当として1名配置し、巡視により自然環境の状況把握などを行う。

② 自然公園等の維持管理事業等

- ア 自然公園等に関する許認可事務を適正に執行するとともに、自然公園管理員による許認可の履行状況確認を行う。また、開発事業の情報収集及び調整を行う。
- イ 登山道等の維持管理については、登山道刈払補修整備事業などを適切に実施し、登山者等の安全確保に努める。

(3) 野生鳥獣保護・管理の推進

① 野生鳥獣の保護・管理

- ア 鳥獣保護管理員を管内に17名配置し、定期的な生息状況調査等を実施する。
- イ 第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4～令和8年度）に基づき、市町、関係部局及び

関係団体と連携を密にしながら、適切に野生鳥獣の保護・管理を図る。

② 狩猟等の適正化

ア 狩猟免許更新講習や狩猟者登録事務を適切に進める。

イ 有害鳥獣の捕獲許可に当たり、被害状況の適切な把握に努め、適正かつ迅速な事務処理を行う。

(4) 生物多様性の保全

庁内関係課、管内市町等と連携を図りながら、生物多様性の理解促進などの「山形県生物多様性戦略」に掲げられた行動計画を推進する。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ等対策

野生鳥獣が高病原性鳥インフルエンザや豚熱の感染源の一つとされており、家きん・家畜への感染を防止するため、関係機関と連携して死亡野鳥及び死亡イノシシに関する情報を収集するとともに、発見時に迅速に検査を行えるよう回収または検査機関への連絡を行う。

(6) 山形県水資源保全地域の届出

「山形県水資源保全条例」に基づき、管内水資源保全地域における土地の売買や開発に係る届出に関する事務を行う。

《廃棄物対策関係》

(1) 循環型社会形成推進業務

① ごみゼロやまがた県民運動の推進

「ごみゼロやまがた県民運動」を推進するため、村山地域循環検討会議等を通して各市町の取組みを支援する。

② 事業者への支援

廃棄物の減量化や3R等のリサイクル産業の起業化を目指す事業者に対し、関係法令や支援事業等に関する指導・助言を行う。

③ 食品ロスに係る取組み

食品ロスに対する意識向上と食品ロスの削減の推進を図るため、フードドライブ（家庭で余っている食品を集めて食品を必要としている団体に寄付する活動）を実施する。

(2) 各種法律等に基づく許可及び監視指導等業務

① 廃棄物処理法関係業務

ア 産業廃棄物処理業許可、優良産廃処理業者認定等

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業許可等に係る審査を行うとともに、事業者の申請に基づき優良認定を行う。

イ 産業廃棄物処理施設設置許可等

「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議及び産業廃棄物処理施設設置許可等に係る審査を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設設置許可等

「山形県一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱」に基づく事前協議及び一般廃棄物処理施設設置許可等に係る審査を行う。

エ 県外産業廃棄物搬入に係る事前協議審査

「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議に係る審査を行う。

また、「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」に基づき、県外排出者から放射性物質濃度の測定結果の報告を求め確認する。

なお、前述のア及びエについては、産廃許可業務員（会計年度任用職員）を1名配置し、審査等を行う。

オ 産業廃棄物処理業者等監視指導及び行政検査

産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、排出事業者等に対して立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。

特に、産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設については立入検査を強化し、埋立廃棄物、放流水、排ガスのばい煙及びダイオキシン類の行政検査を行う。

カ 村山西部最終処分場協議会事業

村山市、地区住民及び県で組織する協議会による定期立入検査を毎月1回実施する。

また、放流水や廃棄物の抜取検査については、一部を抜き打ちで実施するなどし、施設の維持管理状況等の監視指導を強化する。

キ 不用品回収業者等対策

市町、警察と連携し、不用品回収業者やヤード業者に対して監視指導を行う。また、有害使用済機器の保管等の確認及び届出等の指導を行う。

② 廃棄物の処理施設における放射線対策関係業務

廃棄物処理施設における県外産業廃棄物の受け入れに当たり、県民の安全・安心を確保するため、受け入れる廃棄物に係る事前の放射性物質濃度の測定について、また、受け入れた処理施設における排ガス等の放射性物質濃度及び敷地境界での空間放射線量率の測定について、事業者の指導を行う。

③ P C B 廃棄物特別措置法関係業務

P C B 廃棄物の保管状況届出に係る審査及び保管状況の監視指導を行うとともに、処理期限までに処理が適正に完了するよう指導する。

P C B 適正処理推進員（会計年度任用職員）を1名配置することにより、P C B 廃棄物及びP C B 使用製品の掘り起こし調査を実施し、訪問等によりその実態を把握するとともに、処理完了に向け、関係機関と連携のうえ、事業者への啓発・指導を行う。

④ 自動車リサイクル法関係業務

使用済み自動車の引取業者等の登録、解体業等の許可について審査するとともに、登録・許可業者の監視指導を行う。

⑤ 建設リサイクル法関係業務

建設部局と連携し、建築物等の解体工事における再資源化について監視指導する。6月及び10月を中心に、解体工事現場の一斉パトロールや再資源化報告書提出状況の確認・指導を行う。

(3) 不法投棄防止対策及び原状回復業務

① 村山地区不法投棄防止対策協議会事業

管内の市町、衛生組合連合会、(一社)山形県産業資源循環協会等で組織する協議会の各事業を通して、不法投棄防止対策活動を推進するとともに、不法投棄箇所の原状回復指導及び支援を行う。

② 廃棄物適正処理監視員の配置

廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理を防止するため、廃棄物適正処理監視員(会計年度任用職員)を2名配置し、常時パトロールを実施する。

③ 不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間事業

5月及び10月を強化月間と定め、市町や地域住民と合同で実施する不法投棄の監視、パトロール及びパネル展示等の啓発事業を実施する。

《環境保全関係》

(1) 大気環境保全対策

① 大気汚染防止法関係業務

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設、水銀排出施設及び特定粉じん(石綿粉じん)排出等作業の届出審査及び立入検査を実施し、法令の遵守及び適正な施設の維持管理を指導する。

このほか、石綿粉じん飛散防止対策については、環境保全推進員(会計年度任用職員)を1名配置し、石綿事前調査結果報告の審査及び解体現場等への立入検査により、作業基準等の遵守状況の確認及び指導を徹底する。

さらに、アスベストアナライザーを用いた解体現場での石綿含有建材等の確認や解体現場周辺での一般大気中アスベスト繊維数濃度の測定調査を継続する。

② 環境大気常時監視

PM_{2.5}や光化学オキシダントが高濃度となり、県で注意報警報を発令する場合には、発令前に測定局の確認調査を実施するとともに、市町と連携して健康被害の状況を速やかに把握する。

③ フロン排出抑制法関係業務

第一種フロン類充填回収業者の登録事務及び立入検査により法令の遵守を徹底する。

また、他法令の立入検査に併せ、第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の管理者に対し、定期点検の実施など法令の遵守を指導する。

(2) 水環境保全対策

① 水質汚濁防止法関係業務

特定施設の届出審査及び立入検査、特に有害物質を使用する特定事業場に対して重点的な立入検査を実施し、法令の遵守及び適正な施設の維持管理を指導する。

② 公共用水域及び地下水の水質監視

管内 11 河川 12 地点の水質調査を行うほか、地下水監視として概況調査、継続監視調査及び汚染対策調査を実施する。

③ 有機フッ素化合物対策について

管内の河川及び地下水中の有機フッ素化合物濃度や周辺の水利用状況を調査する。

(3) ダイオキシン類対策

① ダイオキシン類特措法関係業務

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出事業場のうち、全ての小型焼却炉の立入検査を実施し、自主測定の実施など法令の遵守を指導する。

② ダイオキシン類調査

一般大気、公共用水域の河川水・底質、土壌のダイオキシン類を調査する。

(4) 浄化槽関係業務

① 浄化槽の整備に係る補助金交付関係業務

国及び県の補助対象事業を行っている市町に対し、中間検査及び竣工検査を実施する。

② 浄化槽保守点検業者の登録業務

浄化槽保守点検業者の登録事務と併せて立入検査を行い、法令の遵守を指導する。

③ 浄化槽の維持管理に対する指導業務

市町及び関係機関と連携を図り、浄化槽管理者に対し法定検査受検の啓発及び勧奨を行う。

(5) 環境保全の啓発事業等

里の名水・やまがた百選や最上川等の水環境、大気環境について情報発信する。

また、公害苦情相談に対応するとともに、市町が行う騒音・振動・悪臭対策業務を支援する。

Ⅲ 産業経済部

【組織別の事務事業の概要】

[1] 地域産業経済課（観光振興室）

[2] 農業振興課

[3] 農業技術普及課（産地研究室）・西村山農業技術普及課
・北村山農業技術普及課

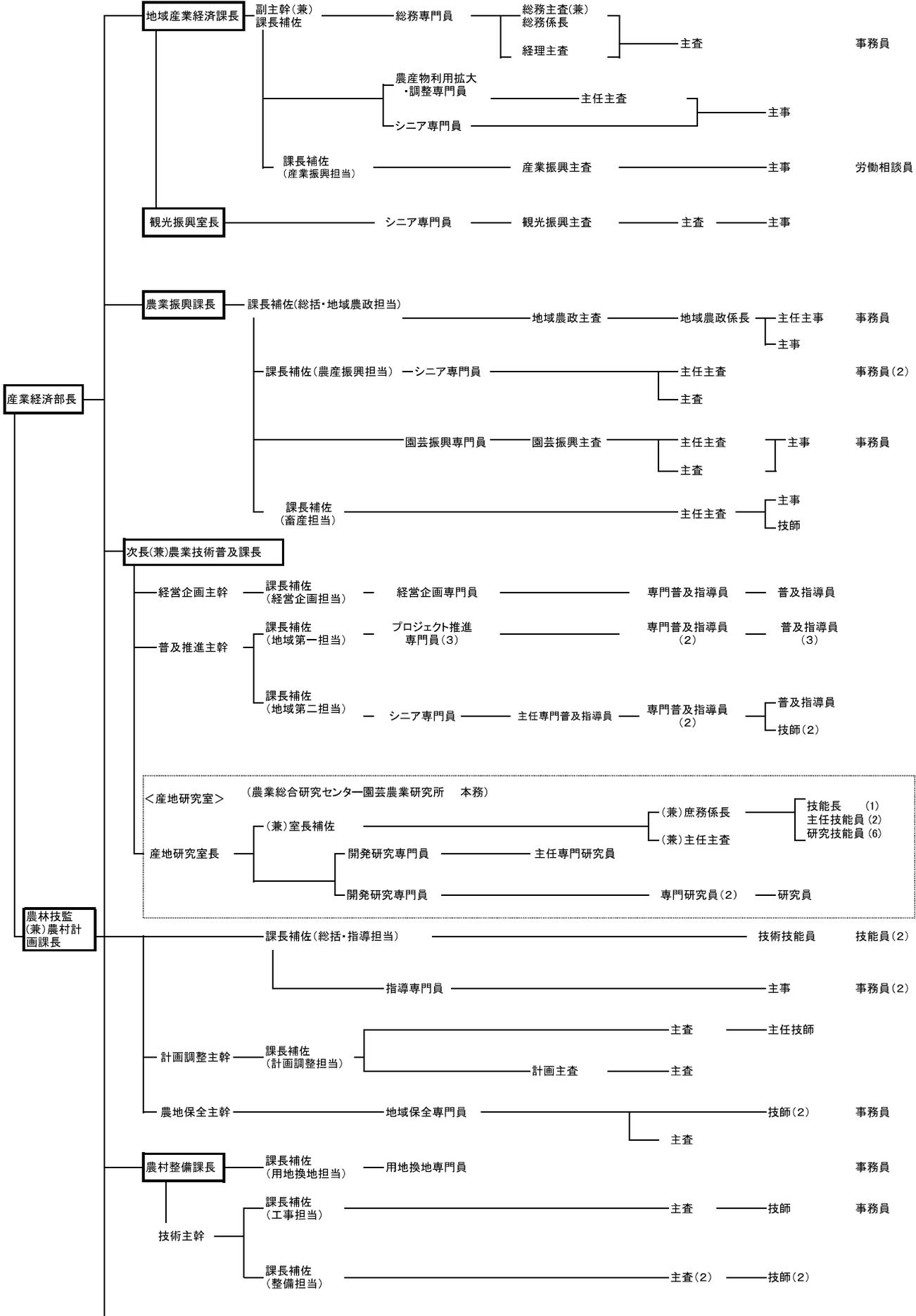
[4] 農村計画課・農村整備課・西村山農村整備課・北村山農村整備課

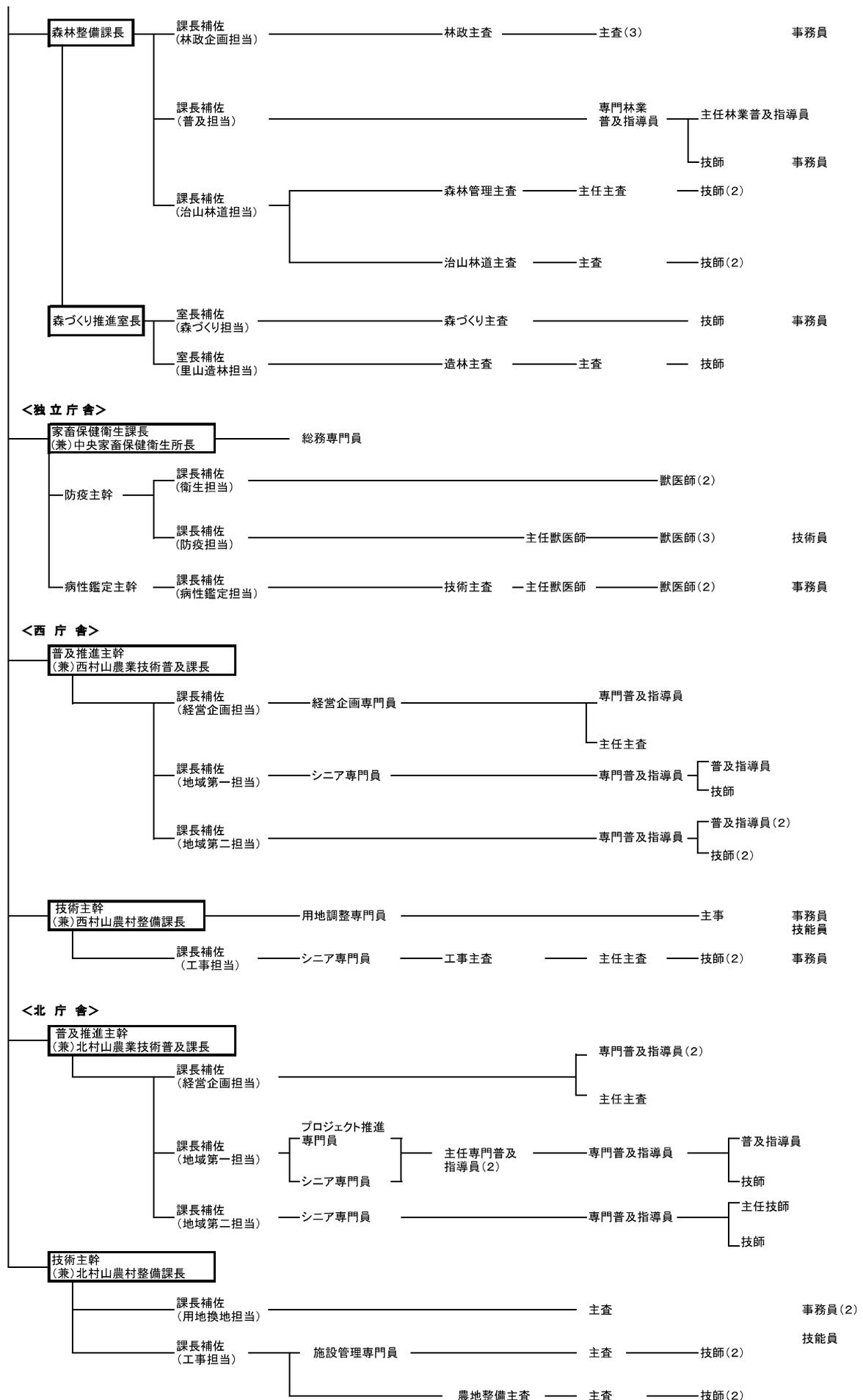
[5] 森林整備課（森づくり推進室）

[6] 家畜保健衛生課

※（ ）は課内室

令和7年度 産業経済部組織図





[1] 地域産業経済課（観光振興室）

1 令和7年度の基本方針

地域産業経済課では、総合支庁産業経済部の特徴を活かした横断的な連携のもと、産業振興部門、農産物利用拡大部門、観光部門が一体となった組織体制により、それぞれの分野における課題を共有し、連携を図りながら事業に取り組む。

産業振興・観光振興については、現場対応に重点を置き、ものづくり企業への支援、オールむらやままでの若者の定着促進のほか、地域資源を活用した農産物利用拡大の推進や観光交流の展開を柱とし、本庁や関係機関、管内市町等と連携し地域振興に向けた取組を行う。

2 令和7年度的主要施策

(1) ものづくり産業等の振興

① 「村山インダストリー倶楽部」の運営

村山地域の製造業を中心に、大学、金融機関、産業支援機関等で構成する「村山インダストリー倶楽部」の運営を通して、企業間連携の強化や、他地域との広域連携・交流による新たなビジネスの創出を支援し、地域イノベーション創出に向けた基盤づくりを推進する。

ア 企業経営セミナー

これからの企業経営に求められる様々な課題に即したテーマに関するセミナーの開催

イ 企業間連携グループの勉強会

生産性向上や品質管理等についての勉強会の開催

ウ むらやま発広域ビジネス研究会

地域の枠を超えた企業連携・交流による新たなビジネスチャンスの獲得を目指し、他地域との連携についての研究会の開催

(2) 若者の定着促進

① 人材確保・県内定着

ア オールむらやま若者定着推進会議

産・学・官・金・労の代表が参加し、地域全体で若者の県内定着に向けた気運醸成を図り、地域の実情に応じた対策を検討する推進会議の開催

(オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の地域部会の位置付け)

イ 村山の企業情報発信事業

大学生が管内企業を訪問し、経営者等への取材を行い、企業の情報や魅力、取材学生が感じたおすすめのポイント等についてSNSを通して若者に向け幅広く情報発信

ウ 学生・生徒・保護者等の地域産業理解促進事業

進学校の高校生を対象とした地域の企業や就業環境の魅力を伝えるセミナーや企業視察等の開催

(3) 農産物利用拡大の推進

- ① 地域農産物を活用した加工品の知名度向上・販路拡大支援
 - ア 村山地域の農産物を活用した加工品を集めた見本市の開催
 - イ 見本市出展者（製造加工者）と見本市を契機に面識を持ったバイヤーをつなぐ生産現場視察会の開催
 - ウ 農業技術普及課、農業総合研究センター、やまがた農業支援センター等と連携した見本市出展者のフォローアップ支援
 - エ 見本市の出展品を含む村山地域の農産物加工品のカタログを作成・活用した道の駅・直売所・温泉旅館・飲食店等への売り込み
 - オ 村山総合支庁Xによる製造加工者とその加工品の定期的な情報発信
- ② 地域農産物の魅力発信と利用拡大
 - ア 料理フェアの開催
 - ・ 旬のやまがた野菜（村山伝統野菜、村山特産野菜）や県産フルーツ等を使用した料理やスイーツを、管内協賛料理店等において一斉に提供する料理フェアの開催
 - ・ 仙台市内の旅行業者に対し、旅行企画商品への協賛料理店の組入れを働き掛け
 - イ やまがた野菜推進協議会の開催等
 - ・ やまがた野菜の利用拡大、やまがた野菜等による観光誘客等の取組を協議するやまがた野菜推進協議会の開催
 - ・ 実需者に向けたやまがた野菜等の市場出荷予想情報「旬間カレンダー」の発信
- ③ 農林水産部関連プロジェクトの推進
 - ア 山形のうまいもの創造支援事業
村山地域の農林漁業者等の自家農産物等を使用した6次産業化の取組に必要な機械等及びそれらの導入に伴う施設改修を支援

(4) 観光・交流

「やまがた広域観光協議会」（会長 山形市長、事務局 村山総合支庁）の事業を中心に、村山地域ならではの地域資源を活かした観光コンテンツの充実と情報発信、更なるインバウンド誘客・広域周遊のための取組を推進する。

- ① 村山ならではの観光コンテンツの充実と効果的な情報発信
 - ア さくらんぼ観光、紅花まつり等への誘客を図るための情報発信やPRイベントの開催、SNS等を活用した効果的な情報発信
 - イ 仙台圏等をターゲットにした子育て情報と連携した観光情報の発信、Instagram活用による仙山交流の促進
- ② インバウンド誘客と広域周遊の更なる推進
 - ア 広域周遊の更なる推進を図るため、農園等での収穫体験企画、ワイナリー・酒蔵等を

組み込んだツアーの造成等

イ インバウンド誘客の更なる推進を図るため、観光パンフレットの多言語化等の支援、
インバウンド向けコンテンツ造成等支援

(5) その他の主な事務事業

① 農産物利用拡大・調整担当

ア 村山地域農林水産業若者賞（総合支庁長表彰）

地域の農林水産業分野で活躍する若者の優れた功績・成果及び地道な取組等を顕彰

② 産業振興担当

ア 商工団体の指導

管内の商工会議所・商工会、中小企業等協同組合等の指導

イ 採石法等指導調査事業

管内採石場の岩石採取計画の認可及び管内岩石採取業者の指導監督

ウ 労働相談窓口の設置

特別労働相談員（社会保険労務士）の配置による労働相談窓口（原則毎週水曜日の午後）の設置

[2] 農業振興課

1 令和7年度の基本方針

本県では、「第4次山形県総合発展計画」に掲げた農林水産分野に関する政策展開の考え方や施策の方向を踏まえ、今後10年間程度を見据えつつ、直近の4年間で取り組む具体的なプロジェクトを掲げた「第5次農林水産業元気創造戦略」を令和7年3月に策定した。「未来を拓く『人』と『技術』が躍動する、新時代の農林水産業の展開」を共通目標とし、人口減少や気候変動など、農林水産業を取り巻く環境がかつてないスピードで大きく変化する時代の中でも、様々な担い手などの『人』の力と、スマート技術に代表される『技術』の力を結集することで、迫りくる困難な局面を打開し、「農林漁業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望が持てる農林水産業」と「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」を実現していく。

村山総合支庁では、同戦略を踏まえ、関係機関が一体となって、意欲ある多様な担い手の確保、需要に応じた米の生産、災害に強く持続可能な果樹産地づくり、県産畜産物のブランド力の向上に向けた生産基盤の整備や自給飼料の生産・利用拡大などを推進していく。

2 令和7年度的主要施策

(1) 第5次農林水産業元気創造戦略の推進

村山総合支庁では、毎年度、第5次農林水産業元気創造戦略に基づく重点取組事項を定め、共通目標の達成に向けて、地域の特色を活かした支援を行い、農林水産業の魅力向上と農業者の所得拡大を目指していく。

(2) 多様な担い手の育成・確保と経営基盤の強化

農業従事者の減少と高齢化に対応し、地域農業の中心となる認定農業者や農業法人の育成・確保を進めていく。

関係機関との連携のもと、若者の新規就農促進に加え、意欲ある中高年齢層や異業種からの農業参入者に対する支援、農福連携の促進など、農業の多様な担い手の確保・育成策を推進する。

さらに、生産力・収益性が高く、他産業並みの所得を確保できる経営を確立し、さらには、より高い経営力と生産力を備え地域における雇用の創出や付加価値の拡大をもたらすことのできる、地域農業をけん引する担い手を育成するため、関係機関と県・市町等による農業経営・就農支援チームを通し、専門家アドバイザーの派遣や、対象者の取組みに応じた施設整備・農業機械導入などを支援する。

(3) 「地域計画」による担い手への農地集積・集約化の推進

「地域計画」の実現に向けて、市町や農業委員会等による地域における話合い、農地の出

し手と受け手のマッチング活動を支援するとともに、県内全域で農地中間管理機構の活用を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(4) 需要に応じた米の生産の推進

主食用米の生産超過を防ぎ、米価の安定を図るため、県農業再生協議会において算定・提示した県及び市町村の「生産の目安」に沿った生産が行われるよう、地域農業再生協議会に働きかけていくとともに、国の補助金・交付金を活用し、主食用米から需要のある飼料用米や加工用米など非主食用米への転換や、大豆、そば、高収益作物等の作付けに誘導し、需要に応じた米生産を推進していく。

(5) 果樹産地の維持・発展の推進

先行投資型果樹団地の整備により新たな担い手の参入を支援するとともに、災害に強い産地形成に向け、市町・JA等との連携のもと、合意形成から生産までの総合的な支援体制により果樹産地の維持・発展を推進する。

(6) 生産振興等対策

① 農産・園芸

産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」等の補助事業を活用しながら、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

村山地域では農業産出額の約7割を果樹・野菜・花きの園芸作物が占めており、「園芸やまがた産地発展サポート事業」等の補助事業を活用しながら、低コストで気象変動に左右されない高品質安定生産のための施設・資材等の導入を支援し、販売価格と収益性の向上を図る。

② 畜産

「畜産所得向上支援事業」や「畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）」等の補助事業を活用しながら、畜舎等施設整備や家畜導入の支援を行う。

また、飼料等各種資材の価格高騰により生産コストの一層の削減が課題となっていることから、耕種農家と畜産農家のマッチングを進め、子実用とうもろこし、飼料用米、稲発酵粗飼料など耕畜連携による自給飼料の生産・利用拡大を推進する。

(7) 鳥獣による農作物被害対策

「鳥獣被害防止総合対策交付金」や「有害鳥獣被害対策推進事業費補助金」等により、市町が中心となり実施する侵入防止柵の設置、わなの増設、追い払い活動、有害捕獲などの被害防止活動を支援する。

[3] 農業技術普及課（産地研究室） ・ 西村山農業技術普及課 ・ 北村山農業技術普及課

1 普及指導活動の基本方針

令和7年3月に策定された県の第5次農林水産業元気創造戦略の5つの基本戦略のうち林業分野と水産業分野を除く3つの戦略を柱として、協同農業普及事業の実施に関する方針に基づき、普及活動計画を策定し、P D C Aサイクル活動を展開する。

基本戦略1：人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成

基本戦略2：気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換

基本戦略3：稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携

2 普及指導活動の進め方

活動に当たっては、直接農業者に接して支援を行うとともに、各農業技術普及課が、これまで長年培ってきた人的ネットワークと普及活動手法を活かし、現場のニーズを把握し施策を提案するとともに、推進組織としての機能を発揮する。このため、必要に応じて関係機関・団体や試験研究機関、農業士、普及指導協力委員等と連携し、それぞれの専門性を発揮できるようなプロジェクトチームを編成し、課題解決の進捗度を確認しながら活動を進める。

村山総合支庁の広域的な組織体制を活かし、村山地域3つの農業技術普及課及び産地研究室が必要に応じ連携し、課題解決を推進する。

3 普及指導活動の展開方法

(1) 人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成

ア 担い手・人材の育成・確保

① 新規就農者の育成・確保

東北農林専門職大学・付属農林大学校・(公財)やまがた農業支援センターと連携し、就農希望者の円滑な研修、就農準備、経営開始を支援する。また、関係機関や地域の農業士等と連携し、経営開始後の技術習得と地域農業者とのネットワークづくり等、就農定着へ向けた支援を行う。

② 高い競争力を持つ農業経営体の育成・確保

高度な生産技術の導入による収益性の高い農畜産物生産、省力化や低コスト生産技術導入による規模拡大等、経営発展を目指す意欲的な農業者への生産技術支援を行うとともに、外部の専門家も活用しながら、経営力向上や法人化の支援を行い、経営の大規模化、多角化等により地域に雇用を生み出す生産性の高い経営体を育成する。

③ 多様な担い手の育成・確保

積極的に農業経営に携わり、事業展開を図ろうとする女性農業者に対し、必要な実践力の習得や経営力の向上を図り、女性ならではの視点で将来に渡り地域農業をリードする女性農業者を育成・確保する。

イ スマート農業による生産性の向上

生産力と経営力を高め、労働環境の改善や雇用創出、人材育成などに先導的に取り組もうとする農業法人等の経営体や生産組織に対し、労務管理や生産管理を一体的に行える経営管理ツールの活用、施設栽培の環境制御技術や農薬散布ドローンなど収益性が高く省力効果の高いスマート農業技術の導入や更なる実装に向けた支援を行う。

(2) 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携

ア 力強い水田農業の振興

① 「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略の展開

「つや姫」、「雪若丸」のブランド力維持・強化のため、「つや姫」の高品質・良食味と適正な収量確保等安定生産の更なる推進と「雪若丸」の品質・食味・収量の一体的向上を図る。また、高温等の気候変動に対応するため、基本技術の徹底と適期適作業の推進を図る。

② 需要に応じた米生産の推進

「はえぬき」等主力品種の品質・食味の高位安定化とともに、担い手への集積による大規模経営に対応した生産コスト低減、省力化を図る。

③ 大豆・そば等の高品質安定生産

大豆は、収量・品質を改善するため、排水対策、難防除雑草対策とともに省力化に向けた技術体系の見直しを図る。そばは、実需者ニーズに応える高品質生産と安定供給を推進するとともに、環境負荷低減に向けた有機栽培の推進を図る。

イ 園芸作物のブランド力・産地力強化

① 果樹の産地力強化

さくらんぼは、高品質安定生産や軽労・省力化技術の導入とともに、「やまがた紅王」の高品質大玉生産に取り組む。

西洋なしは、気候災害に強い仕立て方の導入や胴枯病等の防除徹底を推進する。

りんごは、耕種的防除を組み合わせた黒星病等の総合的病害対策を推進するとともに、省力・軽労的で早期成園化可能な栽培方式の普及定着を図る。

ぶどうは、「シャインマスカット」の導入促進と品質安定により産地づくりとブランド構築を図るとともに、省力栽培が可能なワイン用ぶどうの導入により、産地の活性化に取り組む。

ももは、立枯れ症に強く、品質の安定した栽培技術（ももハイブリッド仕立て等）の導入を推進するとともに、せん孔細菌病の総合的防除の普及推進を図る。

すももは、地域で育成した優良な品種・系統の栽培管理技術の確立、新規栽培者の技術向上により、産地ブランド力の強化を図る。

② 果樹園の円滑な継承

労働力の高齢化や世代交代に対応し、果樹園の更新や樹種・品種の転換に併せ、軽労・省力化、早期成園化が可能な仕立て方の導入を進める。また、果樹団地については、新規栽培者を含めた幼木管理をはじめとする栽培技術の向上を図る。

③ 野菜・花きの産地ブランド力の強化

土地利用型野菜は、スマート農業技術の導入などによる省力化及び生産性向上を進めるとともに、異常気候に対応した技術対策の推進等による高品質安定生産を図る。

施設野菜は、団地を基盤としてICTを活用し、若手生産者の栽培管理技術向上を図る。また、野菜生産に取り組む新規就農者等に対し、個別支援を実施する。

花きは、産地規模拡大に向けた新規栽培者の確保・育成、気候変動に対応した栽培管理技術の向上を図る。

④ やまがた方式次世代施設園芸の推進

施設野菜産地における生産者の世代交代に対応し、きゅうり等施設果菜類での環境モニタリング装置を活用した「ハウス環境の見える化」や「生育の見える化」を支援し、栽培技術の高位平準化を図る。

ウ 畜産の生産基盤強化

山形生まれ・山形育ちの安全・安心な総称山形牛の増産をはじめとする畜産振興に向け、自給飼料生産支援を含む生産基盤の強化を図る。

エ 6次産業化

地域の資源を活かして農産物の加工や直売等に積極的に取り組む起業者等による加工技術や販売力の向上、食品製造業者等との連携を支援し、新たな商品開発等による所得向上や地域の活性化を図る。

(3) 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換

ア 中山間地域等の持続的な発展の支援

豊富な地域資源を活かした新たな付加価値の創出や多様な労働力の確保、民間等と連携した地域農業・農村の活性化に向けた活動の取組を支援する。

イ 環境保全型農業（SDGsの礎となる人と環境にやさしい農業）の推進

有機栽培や特別栽培、GAPの取組を要件とする水稻品種の作付けやGAPの第三者認証取得を支援し、GAPに対する意識を高めるとともに、環境負荷低減を図るための取組を推進する。

ウ 気候変動や肥料・燃油等の資材価格高騰への対応

気候変動の影響を受けやすい作目については、技術対策情報の速やかな伝達を図るとともに、気候変動に強い生産技術や品種の導入等、生産基盤の強化を図る。また、肥料・燃油等の資材価格高騰への対応について、経営継続に向けた補助や融資等各種支援制度について適宜情報提供する。

4 産地研究室

村山管内の園芸産地化を支援するため、地域の身近な技術的課題に対して普及活動と一体的に技術開発に取り組む。

[4] 農村計画課・農村整備課・

西村山農村整備課・北村山農村整備課

1 令和7年度の基本方針

「やまがた農業農村元気づくり応援プラン」を推進し、第5次農林水産業元気創造戦略を具現化するための基盤づくりと農村地域資源活用の施策を展開する。

(1) 水田農業の低コスト化・省力化に向けた基盤整備と次世代人材の定着に向けた園芸団地の形成

- (i) 低コスト化・省力化に向けた農地の大区画化や用排水路の管路化等の基盤整備を推進
- (ii) 農地整備と連携した農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化を促進
- (iii) 高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化（排水改良・地下かんがい等）を推進

(2) 頻発・激甚化する自然災害等に対応した農業・農村づくり

- (i) 持続的な農業生産に向けた農業用水の安定供給を果たす農業水利施設の長寿命化
- (ii) 農村の安全・安心な暮らしを実現するための防災・減災対策の推進（農業用ため池の適正な管理・保全・改廃、水田の貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組み促進）

(3) 中山間地域をはじめとした元気な農村（むら）づくり

- (i) 豊富な地域資源を活かし付加価値や働く場を生み出す地域活性化に向けた活動の促進
- (ii) 条件不利地域における農業生産活動の維持や持続的な農地保全の取組み支援
- (iii) 棚田を核とした棚田地域の振興

【参考】所管事務

担当課	主な事務
農村計画課	土地改良区の運営指導及び検査 農業農村整備事業等の企画調整及び調査計画 水田畑地化基盤強化対策、耕作放棄地対策の推進 地籍調査事業の実施指導 多面的機能支払の推進 中山間地域等直接支払の推進 農地中間管理事業の指導 中山間・棚田地域振興対策の指導 東南村山地域の農地地すべり防止指定区域の管理 農地・農業用施設災害復旧事業の実施指導
農村整備課	東南村山地域の農業農村整備事業の執行 基幹的な国営造成施設等の維持管理 農地・農業用施設災害復旧事業の連絡調整（東南村山）
西村山農村整備課	西村山地域の農業農村整備事業の執行 西村山地域の農地地すべり防止指定区域の管理 基幹的な国営造成施設等の維持管理 農地・農業用施設災害復旧事業の連絡調整（西村山）
北村山農村整備課	北村山地域の農業農村整備事業の執行 基幹的な国営造成施設等の維持管理 農地・農業用施設災害復旧事業の連絡調整（北村山）

2 令和7年度の主な施策

(1) 水田農業の低コスト化・省力化に向けた基盤整備と次世代人材の定着に向けた園芸団地の形成

① 水田農業の低コスト化・省力化

事業内容【事業名】	実施地区（市町等）
○低コスト化・省力化に向けた農地の大区画化や用排水路の管路化等の基盤整備 ○農地整備と連携した農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化 【水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業】	松沢（上山市）、寒河江中郷（寒河江市）、金谷（寒河江市他）、引竜（河北町）大槇秋山（村山市）、大原南（村山市）、沼田寄込（村山市他）、鶴子六沢（尾花沢市）
○地域内の農地集積 ○きめ細かな農道や水路の整備・改修 【基盤整備促進事業】	蔵王上野2、蔵王上野3（山形市）、天童市5（天童市）、中向（寒河江市）、小見（大江町）、割田（大江町）、大堤、北方南谷地（村山市他）

② 園芸団地の形成

事業内容【事業名】	実施地区（市町等）
○農地整備事業の実施により、大規模園芸団地（ワインぶどう団地等）の基盤を造成 【水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業】〔再掲〕	松沢（上山市）〔再掲〕、金谷（寒河江市他）〔再掲〕

(2) 頻発・激甚化する自然災害等に対応した農業・農村づくり

① 農業水利施設等の長寿命化

事業内容【事業名】	実施地区（市町等）
○農業水利施設の整備、農用地の畑地化・汎用化や水利用の効率化・水管理の省力化による担い手への農地集積 【県営かんがい排水事業】	寒河江川下流（寒河江市他）、大倉（村山市）
○持続的な農業生産に向けた農業用水の安定供給を果たす農業水利施設の長寿命化 【基幹水利施設ストックマネジメント事業】	上山2（上山市）、三郷堰2（天童市他）、北村袖崎（村山市他）、若木（東根市他）、村山北部2、村山北部3、村山北部4（尾花沢市他）、西部（山形市、団体営）、長善寺（村山市、団体営）
○基幹的な国営造成施設の維持管理 【基幹水利施設等維持管理事業】	最上川中流1、最上川中流2（山形市他）、寒河江川下流（寒河江市他）、村山北部1、村山北部2、村山北部3（尾花沢市他）

② 農業用ため池等の適正な管理・保全

事業内容【事業名】	実施地区（市町等）
○農村の安全・安心な暮らしを実現するための防災・減災対策の推進（農業用ため池等の適正な管理・保全・改修等） ＜ため池の改修＞	荒沼（山形市他）、山の神沼（山形市他）、つるみ石（上山市）、貫津沼（天童市）、平田（河北町）、大江中部（大江町）、大江三郷（大江町）、中郷（朝日町）、東根（東根

【防災減災事業】	市)、徳良池(尾花沢市)、大堤(大石田町)
○同上 ＜用排水路の改修等＞ 【防災減災事業】	南山形(山形市)、権現堂(上山市)、山寺堰1期、山寺堰2期(天童市他)、幸生大堰(寒河江市)、大江中部(大江町)、長瀬河島(東根市他)、内川(寒河江市)
○石綿管(アスベスト)水路の改修 【防災減災事業】	天童豊栄下流(天童市)、白金(村山市)
○ため池耐震性調査 【防災減災事業】	管内
○農地地すべり防止指定区域の管理	概成 9 地区

(3) 中山間地域をはじめとした元気な農村づくり

① 中山間地域等の活力ある農業・農山村づくりの推進

事業内容【事業名】	実施地区(市町等)
○豊富な地域資源を活かし付加価値や働く場を生み出す地域活性化に向けた活動の促進 【ふるさと農村地域活性化基金事業】	農村環境保全指導員の活動支援14人(各市町)
○活力ある地域の取り組みを支援 【ふるさと農村地域活性化基金事業や元気な農村(むら)づくり総合対策事業】	管内

② 条件不利地域における農業生産活動の維持や持続的な農地保全の取り組み支援

事業内容【事業名】	実施地区(市町等)
○多面的機能を支える共同活動を支援 【多面的機能支払(農地維持支払)】	200 組織
○地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援 【多面的機能支払(資源向上支払)】	共同活動 116 組織 長寿命化 132 組織
○中山間地域の条件不利地への支援 【中山間地域等直接支払交付金】	146 協定

(4) その他

① 国土調査の推進

事業内容【事業名】	実施市町
○市町が実施する地籍の明確化を支援 【地籍調査事業】	山形市、上山市、天童市

[5] 森林整備課（森づくり推進室）

1 令和7年度の基本方針

村山管内において「やまがた森林ノミクス」の取組みを進めるため、「第4次山形県総合発展計画後期実施計画」（令和7年度～11年度）に基づき、村山地域産木材の増産や安定的な供給体制の整備とともに、地域産木材利用住宅の普及や公共施設・民間施設等の木造化・木質化、木質バイオマス利用の推進など川上から川下までの振興策を展開する。

特に、村山地域の強みである本県の人口の半分以上が住んでいるという特徴を活かして、木材利用を促進するための情報発信力の強化を図り、西山杉をはじめとした村山地域産木材の利活用を進めていく。

また、やまがた森林ノミクス推進条例に定める振興施策に則り、森林の適正な整備や保全の実施、再造林の推進、県産木材の加工流通体制の強化、きのこ・山菜等特用林産物の振興、森林環境教育及び木育等を推進する。

加えて、市町村が行う「森林経営管理制度」に基づく森林整備を促進するため、市や町、林業事業者を対象にした支援を継続していく。

2 令和7年度的主要施策

(1) 村山地域の林業・木材産業の振興について

素材生産力の増強や循環型林業の促進、県産木材の加工流通体制の強化、多様な需要先の確保など川上から川下までの関連施策を展開して県産木材の循環利用を促進する。

① 素材生産力の増強と資源循環型林業の実現（川上対策）

- ・素材生産の効率化を図るため、補助事業やトライアル支援事業（レンタル）などによる高性能林業機械の導入と路網整備の促進
- ・木材生産を担う人材を育成するため、事業者の課題に対応した素材生産性向上のための研修会を開催（第5次農林水産業元気創造戦略関係 森林施業の省力化・効率化（No40））
- ・循環型林業を促進するため再造林経費の支援、及び苗木生産者の育成と生産技術の支援

② 県産木材の加工流通体制の強化と安定供給体制の構築（川中対策）

- ・既存の木材乾燥施設と管内製材業者のコーディネートによる品質の確かな木材製品の供給
- ・多様な消費者ニーズをくみ取った多品目の製品供給体制整備（第5次農林水産業元気創造戦略関係 県産木材の加工流通体制強化と付加価値向上（No41））
- ・やまがた木造設計マイスターとの連携による建築用材への地域産木材の活用促進

③ 多様な需要先の確保（川下対策）

- ・西山杉利活用推進コンソーシアムの取組みによる西山杉の需給拡大
- ・木造化や内装木質化の補助事業の活用や優良事例などの情報提供
- ・「木材利用体験ツアー」の開催などによる地域産木材の需要喚起
- ・西山杉をはじめとした村山地域産木材の付加価値創出（第5次農林水産業元気創造戦略関係 県産木材利用促進（No42））
- ・未利用木質資源や木質バイオマスエネルギーの利用促進

（２）健全な森林の育成と山村の活性化の推進

県民の暮らしを支える健全で多様な森林の育成及び保全を図るとともに、森林資源の活用による山村の活性化を推進する。

- ① 人工林の適正な維持管理、荒廃森林の整備、森林病虫害対策の計画的な実施
- ② 豪雨や融雪等による災害の復旧及び予防を行う治山事業を実施するとともに、山地災害危険地区等を周知
- ③ 原木きのこ、山菜等の栽培技術の普及、生産施設の整備促進及び消費量拡大への支援
- ④ 県営林の適正な管理

（３）県民参加の森づくり活動の推進

やまがた緑環境税について県民の理解促進に取り組むとともに、地域住民や企業等が取り組む森づくり活動や、児童生徒の森林学習体験活動を支援し、県民との協働による森づくり活動を推進する。

- ① 市町村、地域住民、NPO、企業等と連携した県民参加の森づくりの推進
- ② 森づくりボランティア団体等の育成、支援
- ③ 「むらやま木育」活動の推進
- ④ やまがた絆の森プロジェクトに基づく企業の森づくり活動の支援
- ⑤ 緑の募金活動や緑の少年団活動の支援

（４）地域の森林管理を担う森林経営管理制度の推進に向けた支援

森林経営管理制度を円滑に進め、実施主体となる市町や林業事業者を対象にした支援体制を構築する。

- ① やまがた森林と緑の推進機構と連携した市町へのきめ細かな技術的支援
- ② ICTの活用による森林管理に必要な森林情報の集積、森林クラウドによる情報の高度化を推進
- ③ 森林管理推進協議会 村山地域協議会の開催による情報の共有化

[6] 家畜保健衛生課

1 令和7年度の基本方針

全国で高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱が断続的に発生している。高病原性鳥インフルエンザは令和6年度シーズン14道県で51事例の発生が確認されている。また豚熱は平成30年9月以降24都県で97事例の発生が確認されている。加えてアフリカ豚熱や口蹄疫などの特定家畜伝染病がアジア地域で蔓延し、国内侵入リスクが非常に高い状況にある。

このような状況下において、家畜保健衛生課は、地域における家畜防疫・家畜衛生の中核機関として、家畜伝染病の発生予防・まん延防止及び安全な畜産物の供給に資するため、関係機関・団体と連携し、以下の対策を積極的に推進する。

2 令和7年度の主な施策

(1) 家畜防疫業務

① 家畜飼養者における飼養衛生管理基準の遵守徹底

豚熱などの家畜伝染病を予防するため、飼養衛生管理基準（異常家畜発見時の早期通報、野生動物の侵入防止、入場車両の消毒、部外者の立入制限等）の遵守徹底を指導する。

② 監視伝染病のサーベイランス

高病原性鳥インフルエンザ、ヨーネ病等の監視伝染病の検査を実施する。

③ 危機管理体制の整備

家畜防疫マップシステムの更新、豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの村山支部対応マニュアルの更新、防疫資材の備蓄、防疫演習等を実施する。

(2) 家畜衛生業務

① 家畜衛生対策による生産性向上の推進

慢性疾病など生産性を阻害する疾病の低減を目的として、検査や衛生指導を行う。

② 動物用医薬品等の適正使用・流通促進

動物用医薬品販売業者・獣医師・生産者に対し、動物用医薬品等の適正使用を指導する。また、動物用医薬品販売業者等の許可更新事務を適確に行う。

③ 畜産物の安全性の確保

薬剤の適正な使用を通じて畜産物の安全性の確保に努める。

(3) 病性鑑定業務

県内の各家畜保健衛生課が実施した不明疾病や事業に係るウイルス、病理、細菌、生化学の精密検査及び診断を行う。また、特定家畜伝染病に係る診断を迅速かつ適確に実施する。

IV 建設部

【組織別の事務事業の概要】

- [1] 建設部

- [2] 建設総務課・西村山・北村山建設総務課

- [3] 用地課・西村山建設総務課・北村山建設総務課

- [4] 都市計画課・西村山道路計画課・北村山道路計画課

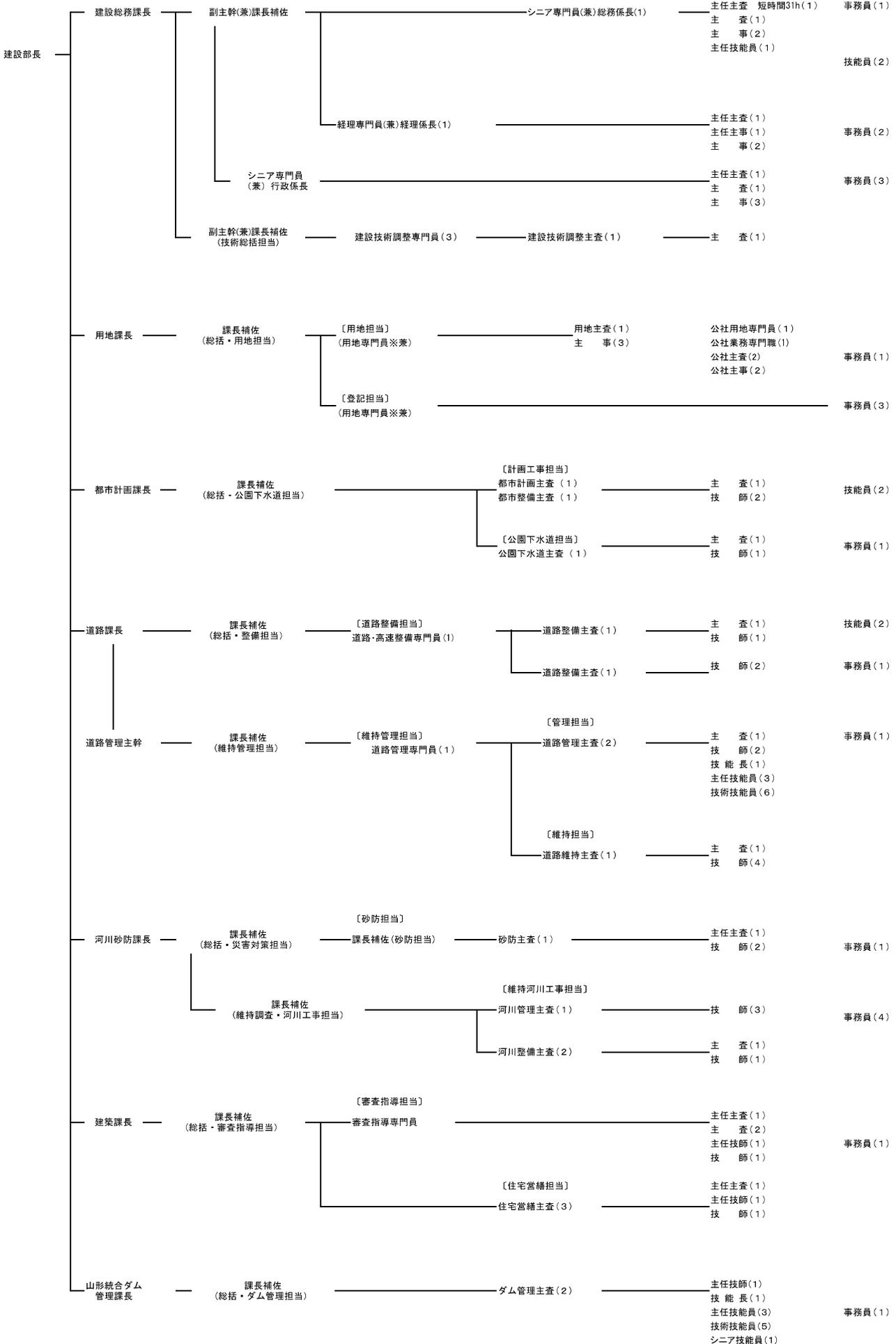
- [5] 道路課・西村山道路計画課・北村山道路計画課

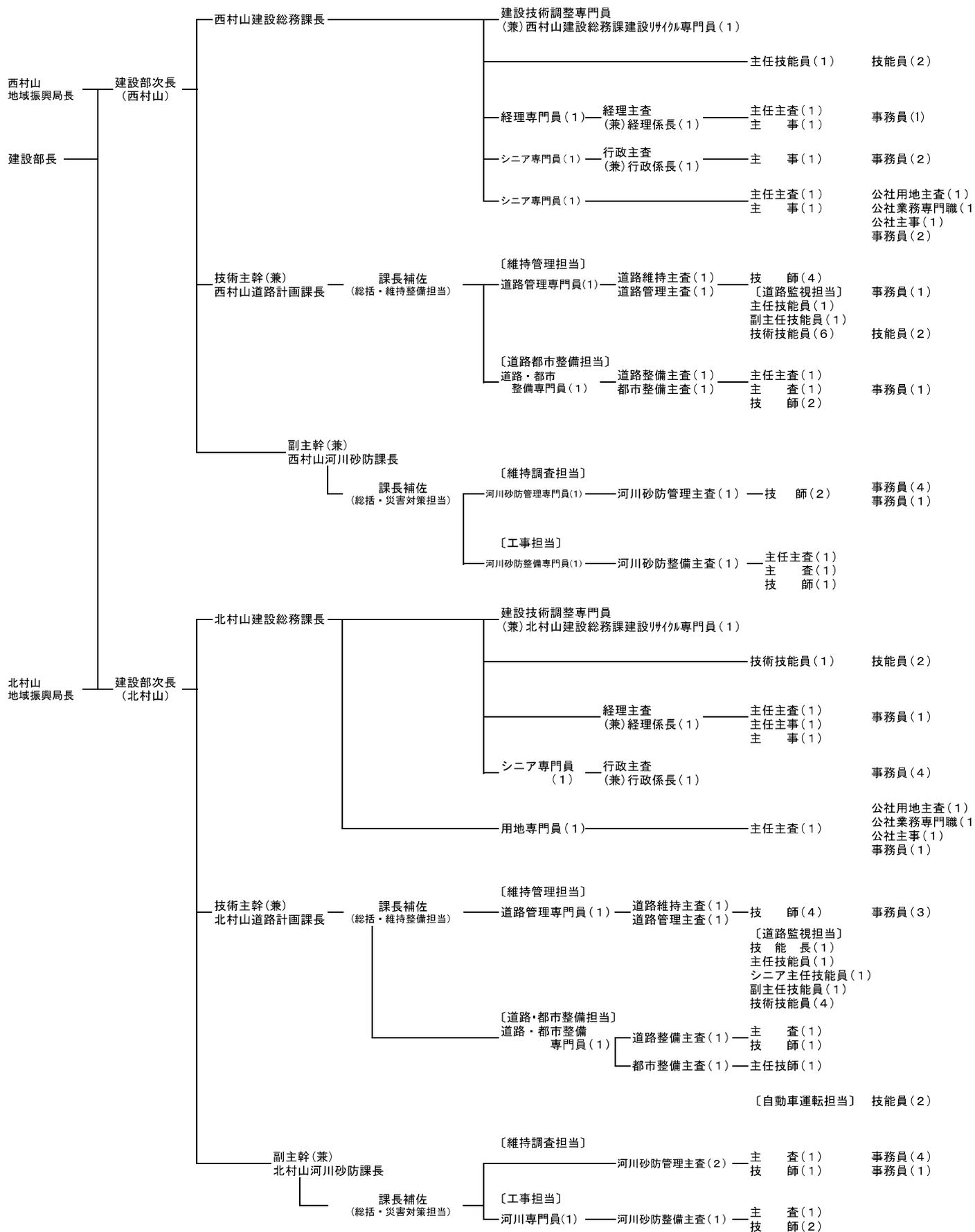
- [6] 河川砂防課・西村山河川砂防課・北村山河川砂防課

- [7] 建築課

- [8] 山形統合ダム管理課

令和7年度 村山総合支庁建設部組織図





[1] 令和 7 年度建設部主要施策の概要

1 安全・安心で持続可能な暮らしを確保する県土強靱化の推進

(1) 激甚化・頻発化する気象災害に強い県土づくりの推進

～令和 6 年 7 月の大雨で被災した公共土木施設の復旧・改良及び対策の強化～

- 建設災害復旧事業費（うち令和 6 年 7 月大雨関係）
 - ・令和 6 年 7 月大雨で被災した公共土木施設の復旧工事の実施
- 河川維持修繕費、河川整備単独事業費（うち災害防除関係）〈拡充〉
 - ・堤防機能維持のための環境整備、点検及び予防修繕の充実による事前防災対策の強化
- 土砂災害警戒避難情報提供事業費（うち基礎調査関係）【一部新規】
 - ・新たに抽出した土砂災害が発生するおそれのある箇所の土砂災害警戒区域等指定に向けた基礎調査の推進

～国や市町村等との連携による最上川水系などでの「流域治水」の推進～

- 河川整備補助事業費、河川整備単独事業費〔一部再掲〕
 - ・最上川水系流域治水プロジェクト等に基づく、浸水被害の軽減を図るための計画的な河川整備：古佐川、須川、大旦川、馬見ヶ崎川ほか
- 河川流下能力向上・持続化対策事業費
 - ・河川の堆積土砂や支障木の撤去及び土砂の再堆積抑制対策等の実施による流下能力の確保：馬見ヶ崎川、月布川、楨川、野尻川ほか
- 洪水警戒情報提供事業費、土砂災害警戒避難情報提供事業費（うち情報基盤整備関係）
 - ・河川砂防情報システムや土砂災害警戒システムによる県民への雨量や河川の水位情報、土砂災害危険度情報の効果的な発信

～災害・雪に強い地域づくりの推進～

- 道路改築事業費、交通安全道路事業費、街路整備事業費（うち緊急輸送道路等整備関係、無電柱化関係）
 - ・緊急輸送道路及び孤立の危険性がある集落へのアクセス道路の整備
 - ・防災機能の強化を図るための無電柱化の実施
（都）旅籠町八日町線（山形市本町）、（主）上山蔵王公園線（山形市蔵王温泉）、
（国）287号（朝日町上郷）、（都）村山駅東沢線（村山市楯岡）ほか
- 災害に強いみちづくり事業費
 - ・緊急輸送道路及び孤立の危険性がある集落へのアクセス道路の落石防止対策等の実施
- 雪に強いみちづくり事業費
 - ・緊急輸送道路及び孤立の危険性がある集落へのアクセス道路の雪崩対策等の実施
（国）112号（西川町月山沢）、（一）左沢浮島線（朝日町大沼）、（一）大

石田名木沢線（大石田町鷹巣）

- 道路除雪費
 - ・ 県管理道路の除雪の実施
- 土砂災害対策事業費（砂防、地すべり、急傾斜地）
 - ・ 土砂災害を防止するための砂防えん堤や地すべり防止施設の整備、急傾斜地崩壊防止工事等の実施
- 良質住宅ストック形成推進事業費（うち住宅耐震改修支援関係）〈拡充〉
 - ・ 住宅の耐震改修及び減災対策に対する支援の強化

（２） 社会インフラ等の効率的・効果的な更新・整備等の推進

- 道路施設長寿命化対策事業費
- 河川管理施設長寿命化対策事業費
- 砂防関係施設長寿命化対策事業費
 - ・ 公共土木施設の長寿命化計画に基づく点検、補修、更新
 - ・ 緊急自然災害防止対策事業債を活用した集中的な道路舗装の長寿命化対策の実施
- 道路施設長寿命化対策事業費（うち橋梁の集約・撤去関係）【新規】〔再掲〕
 - ・ 持続的な維持管理のための橋梁の集約・撤去の検討

（３） カーボンニュートラルの実現に向けた県土づくりの推進

- 道路保全事業費（うち道路照明LED化関係）
 - ・ 県管理道路及び臨港道路照明灯のLED化の推進
- 流域下水道事業（公営企業会計）（うち汚泥再生利用関係）
 - ・ 流域下水道事業で発生する下水汚泥の活用による堆肥化や消化ガス発電等の実施
- 良質住宅ストック形成推進事業（うち新築・リフォーム支援関係）
 - ・ 山形の厳しい気候でも快適に長く暮らすことができる住宅の新築及びリフォームに対する支援

2 交流を支える交通ネットワークの充実強化

- 道路改築事業費〔一部再掲〕
 - ・ 一般国道や県道における道路改良やバイパスの整備
 - ・ ICアクセス道路等の整備
 - （主）山形天童線（天童市成生）、（国）287号（朝日町上郷）、
 - （国）347号（尾花沢市母袋）ほか

3 山形暮らしの魅力向上を支える県土の形成

- まちなか賑わい空間形成事業費
 - ・ 地元自治体や関係機関と連携したまちなかの賑わいのための、道路等の空間形成とまちづくりの一体的な推進
 - 文翔館周辺エリア

- 都市公園活用推進事業費
 - ・都市公園の魅力向上に向けた計画的な施設更新及び利用者のための環境整備の実施
山形県総合運動公園（天童市）、中山公園（中山町）、最上川ふるさと総合公園（寒河江市）、弓張平公園（西川町）ほか
- 交通安全道路事業費
 - ・事故危険箇所、交通渋滞の解消のための歩道の整備や交差点改良等
 - ・通学路の合同点検を踏まえた安全対策の実施
 - （一）十日町山形線（山形市飯田）、（主）長井大江線（朝日町大谷）、（主）寒河江西川線（寒河江市洲崎）、（国）287号外1路線（東根市羽入）、
 - （一）樽石基点線（村山市長善寺）ほか
- 流域下水道事業【公営企業会計】（うち流域下水道整備関係）
 - ・快適で安全な生活環境の確保のための、下水道施設の点検・更新等の実施
 - ・地震時においても下水道機能を確保するための管路施設の耐震化の実施
- 良質住宅ストック形成推進事業費〔再掲〕
 - ・山形の厳しい気候でも快適に長く暮らすことができる住宅の新築及びリフォームに対する支援

4 建設DXによる生産性向上と人材の育成・確保

（1）「山形県建設DX推進戦略」における4つのDX関連施策の推進

- 建設DX推進事業費
 - ・山形県建設DX推進戦略に基づく整備DX、メンテDX、行政DX、人材DXの推進
 - ・3次元データを扱うための環境整備やICT関連研修等による受発注者双方の人材育成
- 道路空間DX事業費
 - ・県管理道路の3次元点群データ（仮想空間）の活用による効率的な道路維持の実施

（2）建設業における人材の確保と若手職員のリスクリング

- 建設業魅力発信事業費
 - ・建設業の魅力を中学生等の若い世代等に発信していくためのコンテンツ作成等支援
- 建設業人手不足対策事業費【新規】
 - ・女性・外国人材など多様な人材の活用に関するセミナーの開催
 - ・女性のキャリア形成、外国人材定着促進のための資格取得等への支援
- やまがたの木造住宅建設担い手育成事業費
 - ・高校生等を対象とした大工職人の魅力を伝えるセミナーの開催
 - ・若手大工の技能習得に対する支援
- 県土形成企画事業費
 - ・若手職員による政策課題の研究会等の開催

[2] 建設総務課・西村山建設総務課・北村山建設総務課

1 基本方針

- (1) 暮らしや産業を支える機能的で足腰の強い県土づくりを目指し、建設部各課との連携を図り、予算の適正かつ計画的な執行と建設行政の円滑な推進に努める。
- (2) 入札・契約事務の適正な執行及び電子入札の円滑な執行等に努める。また、公共事業が減少するなど建設産業を取り巻く環境は厳しい状況下にあるため、建設業の新分野進出などの支援を図る。
- (3) 道路法、河川法、建設業法、屋外広告物条例などの許認可事務について、適正かつ的確な事務処理に努める。

2 令和7年度の主な施策・業務

(1) 総合支庁内建設事業の総合調整（建設技術・事業調整）

ア 公共事業の計画的な執行・品質確保

建設工事及び建設工事関連業務委託の計画的な執行・平準化を進めるため、年間計画を作成し、進行管理を行う。技術力を評価する総合評価等の多様な入札方式や三者協議検討会のほか、令和5年12月に策定した「山形県建設DX推進戦略」に基づき、建設業の生産性向上や働き方改革に資する取り組みを推進する。

イ 要望・陳情

市町重要要望、地域からの要望について、関係課と調整して回答を取りまとめる。

ウ 危機管理・防災体制の強化

緊急時に、迅速な対応が図れるよう、総合支庁の防災体制・連絡系統等を取りまとめ・関係各課との調整を行うほか、総務企画部総務課や県土整備部と連携し防災訓練・防疫対応演習等を実施する。

エ 広報・広聴

山形県戦略的広報基本指針を踏まえ、建設部が実施する事業の効果やイベントなどについて、在形報道記者と村山総合支庁長との懇談（記者懇談会）や村山総合支庁ニュース、SNSなどの手段を活用し、積極的な広報に努める。建設部に寄せられた県民の意見、要望、苦情などに対しては、事実関係を捉えたうえで県として回答を迅速に行う。

オ 社会インフラ整備・管理人材スキルアップ支援事業

建設業における高齢化や人手不足問題の解消に向け、担い手の確保や若年層の技術力向上を目指すため、次代を担い地域を支える人材を育成・確保する。

(2) 許認可事務等（行政及び本庁舎建設技術・事業調整）

ア 公共用地の速やかな決定、明示、境界立会（行政）

道路、河川、砂防指定地等公共用地について管理上必要な区域の決定及び供用開始等を行い、権利の制限を可能にする。また、区域の決定は、住民にとって重大な利害関係があるため、道

路、河川等の境界立会を行いながら、明確にその位置を示す。

イ 道路、河川等公共用地の利用の規制（行政）

道路、河川等の本来の目的に沿った一般・自由使用以外に、電気・水道・交通等の公益事業等のために真にやむを得ない場合の利用を認め、許認可を通じて合理的な規制を図る。（行政）

ウ 屋外広告物の表示場所及び方法の規制（行政）

良好な景観を維持し、危険を防止するため、屋外広告物の設置について許可、届出等の規制を行うとともに、規制の効果をあげるため、巡回指導を行う。

エ 建設工事の適正な施工の確保等（行政）

建設業の許可、経営に関する事項の審査等を通じ建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進する。

オ 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく許可

（本庁舎建設技術・事業調整）

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく許可申請の審査、中間・完了検査を実施する。

（３）県発注工事の入札及び契約等（経理）

県発注工事の予算・決算及び税外収入の調定収入事務を行う。

また、一層の透明性・公正性を進めるため、一般競争入札と電子入札の推進を図り、民間技術の活用を図るため、「総合評価落札方式入札」等、多様な入札制度を活用し、県発注工事の入札及び契約を円滑に実施する。

[3] 用地課・西村山建設総務課・北村山建設総務課

1 基本方針

県民の期待が大きい社会資本整備は、その効果の早期発現が求められており、用地業務の迅速な対応が重要となっている。一方で、住民の権利意識の高まりや補償理論の高度化等により、業務困難性は増加している状況にある。

このため、幅広い知見の習得や補償制度に関するスキルアップを図り、地域住民や地権者の立場を十分考慮しながら説明責任を果たし、公正公平で迅速な業務遂行に努める。

2 令和7年度の主な施策・業務

(1) 円滑な用地取得の推進

公共事業の推進にあたっては、その前提である事業用地確保の促進が極めて重要であるが、近年、公共事業を取り巻く環境は大きく変化しており、また、地権者の権利意識の高揚等により、限られた期間での事業用地の確保が困難になってきている。

多人数共有地や何代にもわたる相続の発生など用地取得上の困難を見越した執行計画を立て、地権者には補償内容を丁寧に説明するとともに、一人ひとりの実情に合わせ、きめ細やかな交渉を行う。

こうした状況に対応するため、必要な業務執行体制の確保を図り、円滑な用地取得の推進に努める。

(2) 登記事務の促進

取得した土地の登記を速やかに進めるとともに、新たな未登記用地が発生しないよう事前の調査・準備を丁寧にかつ慎重に進める。

過年度分の未登記については、関係各課と連携し「過年度未登記用地処理要領」及び「未整理用地処理要領」により解消に努める。

(3) 廃川廃道敷地の処分の促進

廃川廃道敷地については、国有地は国から譲与を受け、公共事業の用地提供者等に売り払う等、土地の有効利用を図るため、早期処分に努める。

(4) 関係機関との連携強化

ア 山形県用地対策連絡協議会

研修会への参加や情報交換を積極的に進める。

イ 山形県土地開発公社

事業用地等の先行取得や用地取得業務の委託等により、用地取得の促進を図る。

ウ 他部局

代替地に係る農地転用許可等の手続きを円滑に進めるため、他部局と調整を図りながら用地取得の促進に努める。

エ 市町

公共事業の推進にあたっては、地元市町の協力が不可欠であり、連携強化に努める。

[4] 都市計画課・西村山道路計画課・北村山道路計画課

1 基本方針

人口減少や少子高齢化が進むなか、誰もが快適で安全安心に暮らせるまちづくりの実現のため、関係市町と連携を図りながら事業を推進する。

2 令和7年度の主な施策・業務

(1) 魅力あるまちづくりの推進

都市の健全な発展と住民一人ひとりの生活向上のため、施設の整備や地域の開発、保全等を行う都市計画に関する様々な調整を行う。

また、地元のまちづくり活動において、都市施設に関する事項への助言など、技術的な支援を行う。

- ア 都市計画に関する企画や調査、決定
- イ まちづくり活動に対する技術的な支援

(2) 快適で住みよい都市環境や生活空間の整備推進

ア 街路

都市間の交通連携や都市内交通の円滑化を図り、災害時のライフライン確保等災害に強く美しい街並み作りを行う街路事業を推進する。

- (ア) 街路整備事業費

イ 都市公園

豊かな緑とオープンスペースの提供の場となる都市公園等は、県民のレクリエーション、健康増進、スポーツ等様々な活動の拠点となっており、その施設の整備を行う。

特に、スポーツチーム等が利用する県総合運動公園の施設整備を積極的に推進していく。

また、民間事業者のノウハウを活用し、効率的で満足度の高いサービスの提供を目的として選定された指定管理者と共に、良好な管理を図っていく。

- (ア) 都市公園活用推進事業費
- (イ) 都市公園維持管理費

ウ 下水道

公共用水域の水質保全や快適な生活環境の向上等を目的として県が実施する最上川流域下水道は、2つ以上の市町の区域にまたがる幹線管渠や集めた汚水を処理する浄化センターの整備や管理を行う。

- (ア) 流域下水道整備事業費
- (イ) 流域下水道管理費

(3) 市町と連携した都市計画事業の推進

秩序ある都市の発展には、市町が実施する都市計画事業と連携・協調を図りながら推進することが重要であり、県が実施する事業と計画の調整を図るとともに、各市町が実施する事業の

審査や指導を行う。

ア 市町都市計画の審査、指導

イ 市町実施の各事業（街路、都市公園、公共下水道、土地区画整理、社会資本整備総合交付金等）の審査、指導



【本庁舎】
都市計画道路
旅籠町八日町線 [本町工区]
(山形市本町)

【北庁舎】
都市計画道路
村山駅東沢線
(村山市楯岡)



【本庁舎】
中山公園
野球場躯体防水工事

[5] 道路課・西村山道路計画課・北村山道路計画課

1 基本方針

平成30年度に策定した「山形県道路中期計画2028」の（1）県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり、（2）災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり、（3）既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり、の3つの柱に基づき、安全で円滑な交通を確保するため、維持管理に万全を期すとともに、道路整備及び道路施設の長寿命化対策を進める。

2 令和7年度の主な施策・業務

（1）道路の維持管理

ア 道路パトロール等により、道路の危険箇所や道路施設の損傷等を早期発見し、通行規制、危険解消、補修等を実施し、より安全な道路を確保する。

イ 豪雨による斜面崩壊等の自然災害に迅速に対応し、一般交通への障害を最小限に止める。

ウ 冬期間は除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、道路交通の確保に努める。

[道路保全事業、災害に強いみちづくり事業、雪に強いみちづくり事業、道路除雪事業]

（2）道路整備

ア 高速道路ICのアクセス道路整備、幹線道路網の整備を進める。

イ 市町間の生活関連サービスの向上を図るため、道路拡幅やバイパス整備を進める。

ウ 事故多発地点の交差点改良や通学路の歩道整備等の交通安全対策を進める。

[道路改築事業、交通安全道路事業]

（3）道路施設の長寿命化対策

ア 長期的なコスト縮減に向け、5年に1度の定期点検により、橋梁の補強・補修、トンネル補修、舗装補修等の長寿命化対策を進める。

[道路施設長寿命化対策事業]

3 道路現況

当管内で県が管理している道路は、国道6路線183km、県道93路線872km、自転車専用道1路線35km、合計101路線1,090kmである（令和6年4月1日現在）。

自転車専用道を除く管理道路のうち、改良済（車道幅員5.5m以上）は、延長886km（84.0%）で、舗装済は、延長804km（76.2%）である。

なお、未舗装箇所は、山間部の狭隘な道路である。

当管内には、橋梁が763橋（橋長2m以上）、トンネルは16箇所ある（令和6年3月31日現在）。

【本庁舎・北庁舎】

[道路改築事業]

(主) 山形天童線 ^{なりう} 成生工区 《天童市成生～東根市羽入地内》



【本庁舎】

[道路改築事業]

(国) 286号 棒原橋 《山形市滑川～下宝沢地内》



【西庁舎】

[交通安全道路事業]

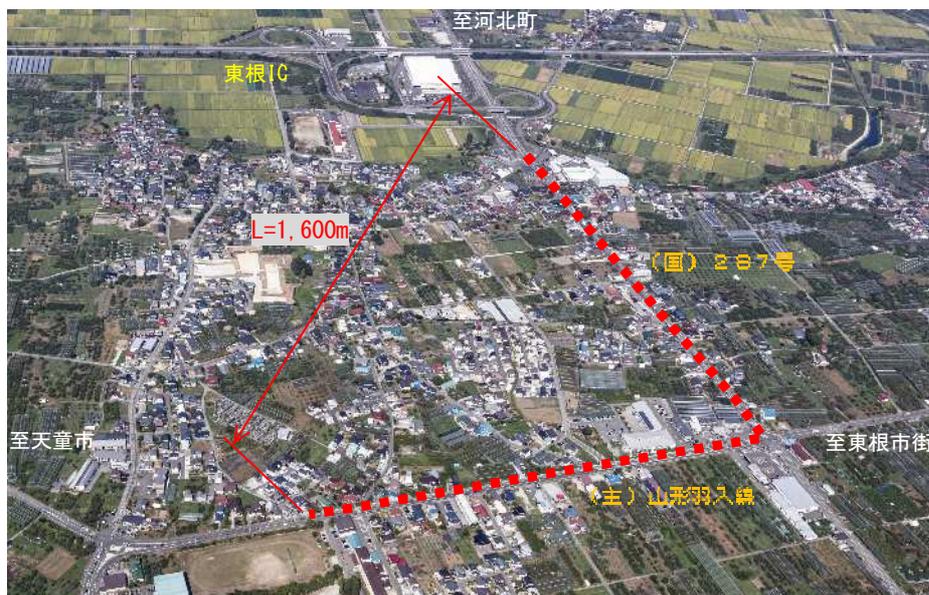
(主)長井大江線 大谷(2)工区 《朝日町 大谷地内》



【北庁舎】

[交通安全道路事業]

(国)287号外1路線 ^{はにゅう}羽入工区 《東根市 羽入地内》



[6] 河川砂防課・西村山河川砂防課・北村山河川砂防課

1 基本方針

「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」（平成31年策定）に基づき、山形県を取り巻く課題を踏まえて、ソフト・ハード対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより、「犠牲者ゼロ」および「経済損失の軽減」を目指し、今後の自然災害から県民の安全・安心を確保する。

また、令和2年7月豪雨被害に対し、国から再度災害防止として公表された「最上川緊急治水対策プロジェクト」に関連し、県として同規模の洪水等に対する浸水被害の解消を図るため、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」予算により、令和3年度から7年度まで（R3はR2国補正）、必要となる事業を重点的・集中的に実施する。

2 令和7年度の主な施策・業務

（1）治水・土砂災害対策の推進

- ア 河川の流下能力の維持・確保による災害の予防・軽減
- イ 災害に対する安全性を高める河川・砂防施設の効果的な整備

（2）危機管理対策の推進

- ア 人命保護を優先した緊急避難体制の確立

（3）県民協働による維持管理・地域づくりの推進

- ア 県民・企業との協働による良好な環境形成を推進するとともに、県民の河川愛護意識の醸成を図る

3 河川・砂防の概要

管内の河川は、一級水系最上川の支川であり、河川数は148河川、流路延長は772.5kmである。流域面積は県全体の約28%を占め、流域内の人口は県全体の約50%を占める。河川整備率は39.1%で、他の総合支庁管内と比較し最も低い。土砂災害危険箇所数は、土石流危険渓流が476箇所、地すべり危険箇所92箇所、急傾斜地崩壊危険箇所442箇所、整備（概成）率は、土石流26.5%、地すべり23.9%、急傾斜地24.0%と、県平均よりも低い状況である。

令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対する浸水被害を解消するため、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を積極的に活用し、須川、古佐川、大旦川等の河川整備事業の他、各種砂防事業についても推進を図る。

土砂災害対策では、効果的な整備促進を図るために人家集中箇所かつ重要な保全対象を2項目以上含む箇所を重点箇所と位置付け、「地域防災力強化型土砂災害対策事業」による保全施設整備を推進する。

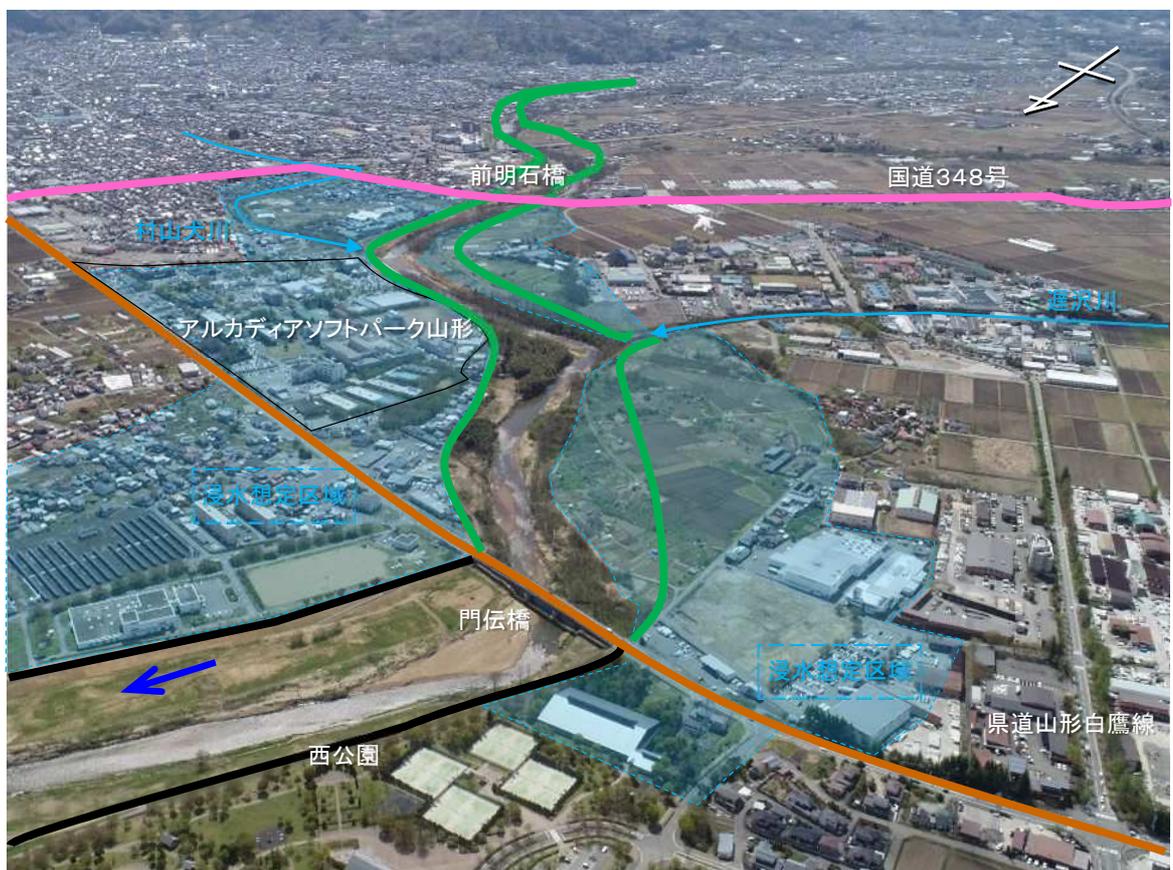
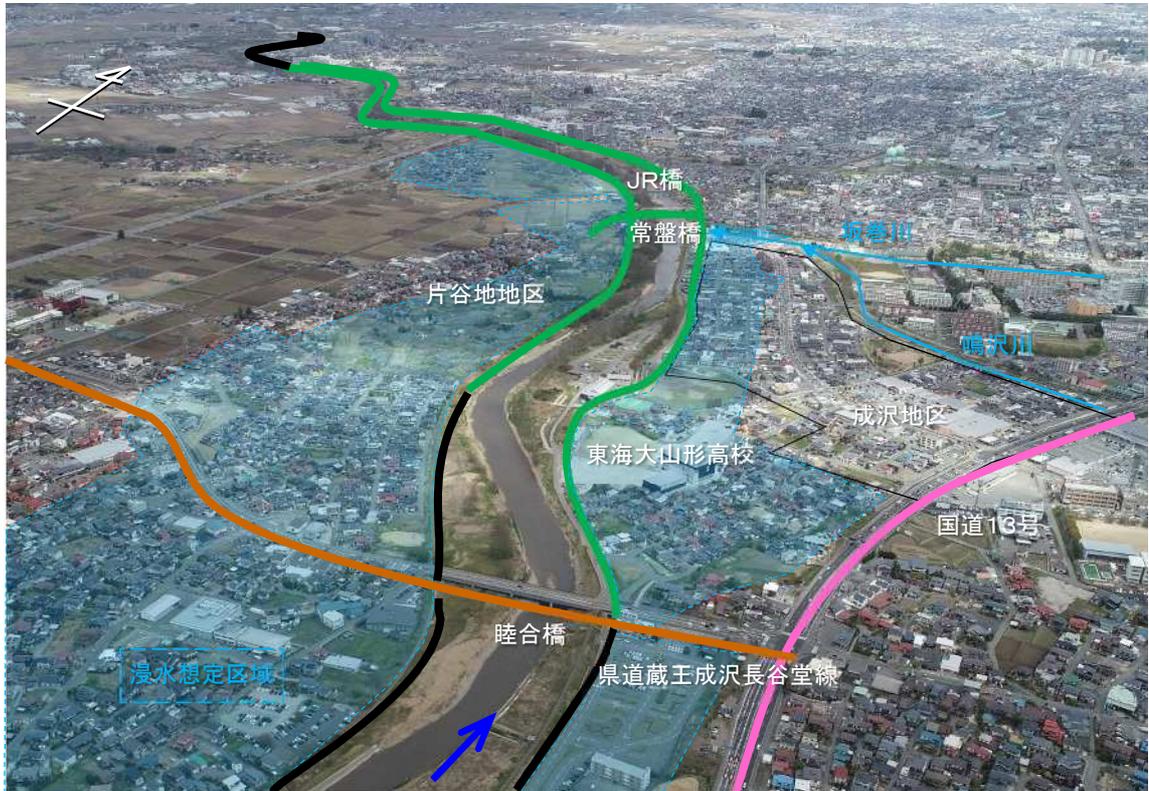
ソフト対策として、県管理河川の氾濫や内水等による住宅地等への浸水被害の防止・軽減を図るため、令和3年3月に可搬式排水ポンプを4基（本2、西1、北1）配備し、市町の水防活動を支援する体制を整備した。

また、災害時の人命保護を最優先にした緊急避難体制の確立を進めるため、引続き想定される最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の周知を図るほか、要配慮者利用施設における

避難訓練への支援などに取り組む。

「ふるさとの川愛護活動支援事業」により、県民・企業との協働による良好な環境形成を推進するなど、河川・砂防施設の維持管理、環境保全を適切に実施する。

須川河川整備事業（山形市）



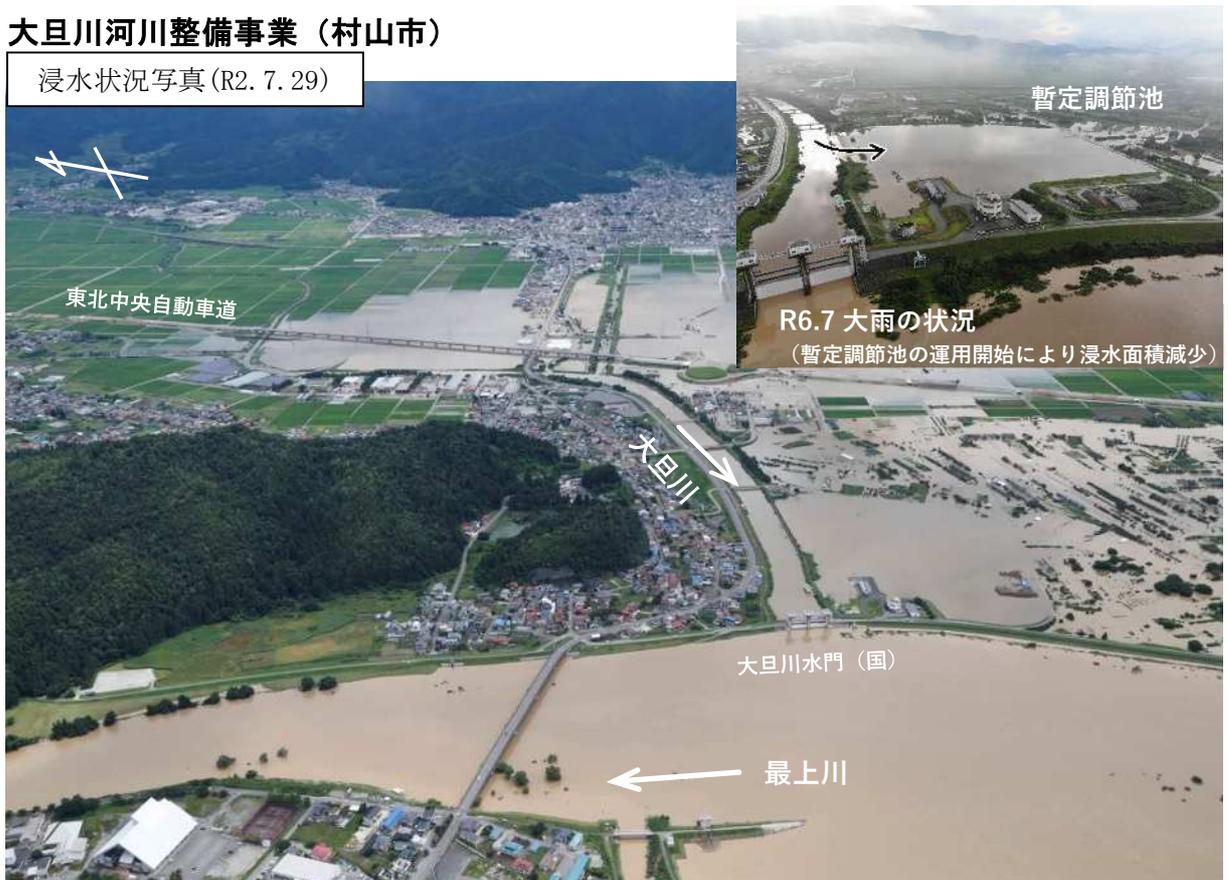
古佐川河川整備事業（河北町）

浸水状況写真 (R2. 7. 29)



大旦川河川整備事業（村山市）

浸水状況写真 (R2. 7. 29)



[7] 建築課

1 基本方針

- (1) 建築確認、開発許可を適正に行い、県民の安全な生活を支える社会資本整備を推進する。
- (2) みんなにやさしいまちづくり条例に基づく特定生活関連施設新築等届出の受理、サービス付き高齢者向け住宅の登録により、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進する。
- (3) 住宅支援事業により住宅の新築・中古住宅の取得・リフォームを支援し、環境にやさしく地震に強い住まいづくり及び住宅産業の振興を推進する。
- (4) 建築物の省エネルギーに関する手続きや、分別解体等届出の受理を通じ、低炭素・循環型社会の構築を図る。
- (5) 良質な営繕工事と適切な施設点検を行い、県有施設の機能を長期維持する。
- (6) 空き家対策を管内市町村と連携して取り組み、居住環境の整備改善を図る。

2 令和7年度の主な施策・業務

(1) 建築指導行政

- ア 建築基準法に基づく確認申請の審査、中間・完了検査、特定建築物の定期報告を通じた適正な維持管理の指導
- イ 都市計画法に基づく開発許可申請の審査、完了検査
- ウ みんなにやさしいまちづくり条例に基づく特定生活関連施設新築等届出の受理及び適合証の交付
- エ 長期優良住宅法に基づく住宅建築等計画の認定
- オ 耐震改修促進法に基づく民間建築物の耐震診断・耐震改修の指導
- カ 景観法に基づく届出の受理
- キ 宅地建物取引業法に基づく免許申請の審査及び現地調査
- ク 市町村が実施する空き家対策に対する技術的な支援
- ケ やまがたの木造住宅建設担い手育成事業による大工の育成
- コ やまがた省エネ健康住宅の認証

(2) 住宅営繕行政

- ア 住宅新築及び中古住宅取得、やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金の申請受理及び審査
- イ 高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録・届出受理
- ウ 県有施設の建設、改修工事及び定期点検
- エ 県営住宅の建設及び維持管理業務（一部住宅供給公社による管理代行）
- オ 市町営住宅整備への指導・技術的支援、社会資本整備交付金の申請受理
- カ 福祉及び農林部局の補助事業施設の設計審査および完了検査
- キ 住宅瑕疵担保履行法に基づく保証金の供託及び保険契約の締結の状況についての届出書の受理
- ク 国土交通省住宅局所管補助事業の申請受理
- ケ 建築物省エネ法に基づく消費性能向上計画及び基準適合表示の認定
- コ エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定
- サ 建設リサイクル法に基づく分別解体等届出の受理、パトロールを通しての指導

[8] 山形統合ダム管理課

1 基本方針

(1) ダムの適切な維持管理の推進

それぞれ型式・目的・洪水調節方法の異なる蔵王ダム(山形市)、前川ダム(上山市)、白水川ダム(東根市)、留山川ダム(天童市)の4ダムにおいて、情報通信技術を駆使し、県都山形市での集中管理によりダム管理の効率化を図り、県民の生命財産を守り県土の安全向上を図る。

(2) 水資源の有効活用の推進

各ダムでは、下流域での浸水被害を防止するため、洪水時の流水を調節する治水対策をはじめ、水資源を、河川環境を守る流水の補給、水道用水、かんがい用水、発電用水等として有効活用を図る。

(3) 広報の推進

ダム湖は景観としての価値が次第に見直されており、貯水池周辺を憩いの場として水に親しむ機会が得られるよう、ダム・河川に対する理解と関心を深めてもらうための啓発活動を実施する。



◆蔵王ダム 洪水後の放流



◆白水川ダム ダム見学会



◆前川ダム 堤体移動量測量



◆留山川ダム全景【H23年.6月末完成】

2 令和7年度の主な事業

・蔵王ダム、前川ダム、白水川ダム堰堤改良事業(補助金)

「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」予算(令和2年度～令和6年度)に

より、経年劣化による不具合が発生しダム管理に支障をきたしている設備の更新を行うこととし、機能確保及び強化を重点的・集中的に実施する。令和4年度までに各ダムとも詳細設計を完了し、令和5年度に蔵王ダムでは管理用制御処理装置等の更新工事、取水放流設備の更新工事を、令和6年度に蔵王ダムの情報伝達処理装置の更新工事、前川ダムの取水放流設備の更新工事を発注している。

・蔵王ダム貯水池保全事業（補助金）

蔵王ダムの堆砂状況は運用開始から約54年経過で約45%となっており計画通りに推移しているところであるが、上流の貯砂ダムでは堆砂率が100%を超えており、ダム湖内への土砂流入が懸念されているところである。

このため、令和5年度補正予算より貯水池機能が確実に発揮できるよう貯砂ダムの恒久対策の検討及び対策事業に着手した。令和5年度補正予算で堆砂対策検討業務委託を、令和6年度に貯砂ダム維持管理（浚渫）用の既設アクセス道路整備と貯砂ダムの上流部に砂防えん堤（透過型）の設計業務委託を発注している。

3 各ダムの概要

（1）蔵王ダムの概要

① ダム

馬見ヶ崎川は、蔵王山系熊野岳（標高1,841m）に源を発し、山形市を貫流して、須川に合流する流域面積173.0km²、流路延長22.0kmの一級河川である。

山形市の市街地は本川の扇状地を開けたところであり、治水・利水共に直接影響を受けて発展してきた街である。明治2年の大洪水後、本格的に河川改修工事と砂防工事を実施してきたがその効果は十分でなく、完全な治水対策と、山形市の人口増加に伴う水利用の増加から、ダム設置の必要性が叫ばれるに至った。

このため、山形市大字上宝沢字葉の木沢地内、本流八方沢と支流葉の木沢の合流点に洪水調節、既得用水の補給1,626ha、上水道用水1日30,000m³の供給を目的とした堤高66.0m、堤長273.8m、総貯水容量7,300千m³の中空重力式コンクリートダムを計画し、昭和33年から調査を開始、昭和41年からダム建設に着手し、総事業費27億2千万円を投入し昭和45年3月に完成した。

② 発電所

昭和48年及び昭和54年の2度にわたる石油危機から、石油代替エネルギーの確保が国家的な課題となり、クリーンで循環利用の可能な国産エネルギーとして水力発電が見直された。

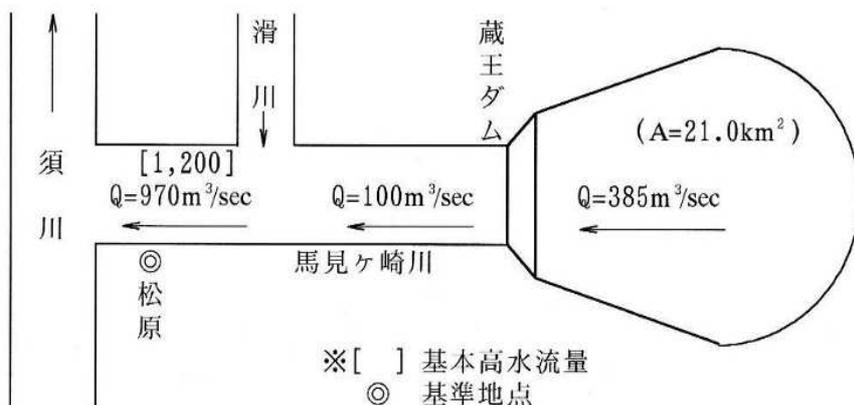
旧建設省では主に経済性の面から発電事業が参画していない建設及び管理中のダムにおいて、水力エネルギーの開発と発生電力をダム管理用電力に充当することによって、ダム管理費用の軽減を図ることを目的に、ダム管理用水力発電設備設置事業を昭和56年度から実施しており、補助管理ダムについては、昭和57年度から堰堤改良事業により実施されている。

蔵王ダム発電所は、当事業の第1号として昭和57年度に採択され、総事業費5億6千万円

(県単独分も含む) をもって昭和 60 年 3 月に完成した。

完成後 30 年が経過し劣化が著しいため、令和元年度から発電設備更新工事を実施し、総事業費 7 億円をもって令和 5 年 3 月に完成した。

蔵王ダム (河川名：最上川右支須川右小支馬見ヶ崎川) S. 45. 4. 1～管理					
ダム	型式	中空重力式 コンクリートダム	治水	計画高水流量	385 m ³ /sec
	堤高	66.00 m		計画放流量	100 m ³ /sec
	堤頂長	273.80 m		調節水流量	285 m ³ /sec
	堤体積	276,000 m ³	上水道	給水地区	山形市
集水面積	21.0 km ²	給水人口		133,000 人	
湛水面積	0.24 km ²	給水量		50,800 m ³ /日	
常時満水位	EL 603.00 m	蔵王ダム取水量		30,000 m ³ /日	
貯水池	総貯水容量	7,300,000 m ³	発電	発電機	横軸三相交流同期
	有効貯水量	5,200,000 m ³		容量	510 KVA 1台
	堆砂容量	2,100,000 m ³		発電出力	最大 480 kW 最低 100 kW
	洪水調節容量	2,100,000 m ³		年間計画 発生電力量	2,259,000 kWh
	利用水量	(非洪水期) 5,200,000 m ³			



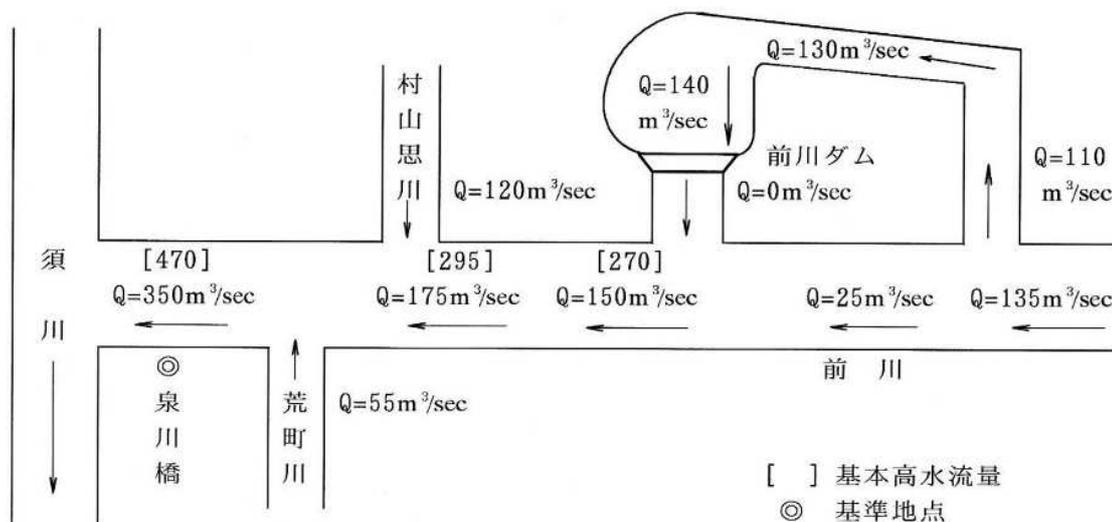
(2) 前川ダムの概要

前川は一級河川最上川水系須川の左支川であり、源を南陽市新田の丘陵地に発し、国道 13 号及び J R 山形新幹線 (奥羽本線) 沿いに流下し上山市街地を貫流して須川に合流する流域面積 78.0 km²、流路延長 16.0km の河川である。

当ダムの洪水調節は、河川沿いにダムサイトの適地がないため、南陽市小岩沢地内で前川の洪水流量が一定量以上になれば前川から自然分水で導水路に導入され、河道外に建設された当ダムに貯留する河道外貯留方式ダムである。ダム地点で計画高水流量 140 m³/sec の洪水調節を行い、

上山市街の洪水防御と前川沿線の水田 123.0ha にかんがい用水を供給するロックフィルダムで、昭和 49 年から建設に入り総事業費 122 億 6,600 万円を投入し、昭和 58 年 3 月に完成した。

前川ダム (河川名：最上川右支須川左小支前川) S. 58. 4. 1～管理					
ダム	型式	ロックフィルダム	導水路	水路延長	2.8 km
	堤高	50.00 m			
	堤頂長	265.50 m			
	堤体積	690,000 m ³	治水	計画高水流量	140 m ³ /sec
貯水池	集水面積	21.2 km ²		計画放流量	0 m ³ /sec
	湛水面積	0.353 km ²		調節水流量	140 m ³ /sec
	常時満水位	EL 258.00 m			
	総貯水容量	4,400,000 m ³			
	有効貯水量	4,100,000 m ³			
	堆砂容量	300,000 m ³			
	洪水調節容量	2,400,000 m ³			
利用水量	1,700,000 m ³				



(3) 白水川ダムの概要

① ダム

白水川は、その源を奥羽山地の脊梁を形成する黒伏山(標高 1,226m) 白森山(標高 1,263m) に発し、東根市街地において日塔川と合流し最上川に注ぐ流域面積 54 km² (基準点)、流路延長 21km の一級河川である。

流域周辺の降水量は、1,380mm 程度で県内でも小雨地帯に属するが、山地の降雨は集中性が強く、白水川沿岸は古くより多くの出水による被害を受けており、特に昭和 44 年 8 月の集中豪雨では、溢水氾濫により家屋への浸水、田畑の流出等莫大な被害を被っている。

また、東根市若木地区の広大な果樹園地帯は、河川扇状地に開拓されたもので灌水施設がなく、果樹生産の不安定要因となっており、生産性の向上と農業経営の安定合理化を図るため、かんがい用水の確保が急務とされ、これらを併せて解決するため、東根市梨木平地内に洪水調節、既得用水の補給 521ha、かんがい用水として 480ha に供給を行う目的とした堤高 54.5m、総貯水容量 5,300 千 m^3 の重力式コンクリートダムを計画し、昭和 49 年度から実施計画調査を開始して、昭和 54 年度に建設の採択を得て着工し総事業費 151 億 5,700 万円を投入し、平成 3 年 3 月に完成した。

近年では管理用設備の経年劣化が著しいため、令和元年度から更新工事を実施し、令和 4 年度に完成した。

② 発電所

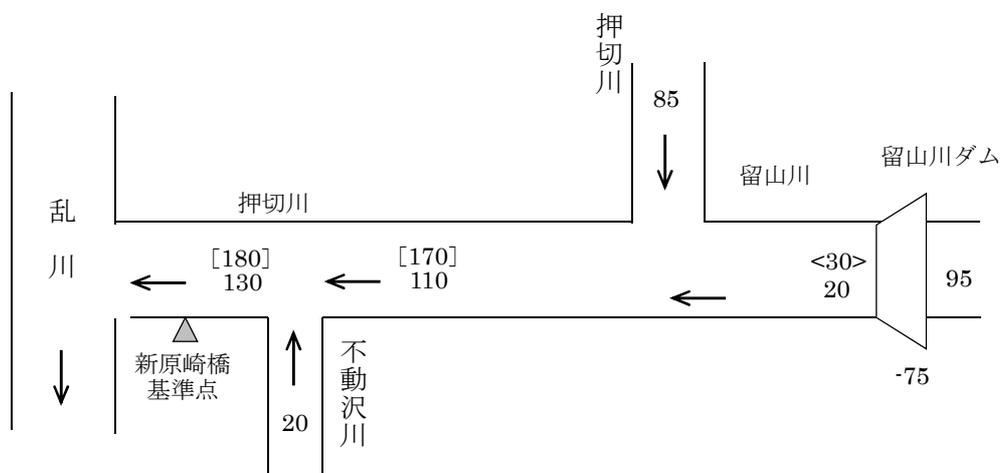
東日本大震災における電力危機を受け、平成 24 年 3 月に策定した山形県エネルギー戦略の一環として、白水川ダム直下に建設したダム式小水力発電所で、ダムから放流する河川維持用水及び灌漑用水の水エネルギーの有効活用として電気を起こし、発電所並びにダム管理所の施設設備の電気を賄うことを目的に建設した。

発電後の使用した水は、河川（白水川）および灌漑期には東根市若木地区の農業用水として放流される。平成 27 年 12 月 1 日より本格運転を開始した。

道路崩壊、田畑の冠水被害が発生した。また押切川は、沿川耕地の水源として幅広く利用されているが、昭和60年、62年の夏季渇水により深刻な水不足に見舞われた。さらに下流沿川は、区画整理事業や都市計画道路が完成し、今後、天童市北部の開発が予定されることから、河川全体として早急な治水安全度の向上が必要とされた。

これらの対策のため、平成5年度から各種の調査や設計を行い、平成13年度より工事用道路や付替林道等の付帯工事を実施し、平成17年度には堤体工事（ダム本体）を発注し本格的に工事着手した。平成21年度までに堤体のコンクリート打設を完了し、総事業費68億9千万円を投入し平成23年6月に完成した。

留山川ダム (河川名：最上川右支押切川) H.23.7.1～管理					
ダム	型式	重力式 コンクリートダム	取水放流設備	維持放流	ジェットノズル φ300mm
	堤高	46.00 m		常用洪水吐	オリフィス H:2.0m × B:2.03m
	堤頂長	115.00 m		非常用洪水吐	クレスト自由越流 H:2.5m×B:13.0m×2
	堤体積	57,000 m ³			
貯水池	集水面積	7.2 km ²	治水	計画高水流量	95 m ³ /sec
	湛水面積	0.09 km ²		計画放水量	20 m ³ /sec
	常時満水位	EL 300.00 m		調節水流量	75 m ³ /sec
	総貯水容量	1,120,000 m ³			
	有効貯水量	1,000,000 m ³			
	堆砂容量	120,000 m ³			
	洪水調節容量	675,000 m ³			



裸字：計画高水流量

[]：洪水調節前の流量

< >：最大放流量